

1 議事日程（4日目）

[平成21年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成21年3月10日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者【個人質問】及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	武藤哲志 (19)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道料金の引き下げを要求する 市長は、料金改定時に見直しを約束しているが、どのように考えているのか。 2. 市民を対象とした貸付制度の条例の制定を求める 大変な不況で国県も中小企業に対して融資制度を充実させようとしているが、市民生活も大変な状況である。最高50万円までの貸付制度を市内の銀行に預託を行ない実施してほしい。 3. 就学援助の充実について リストラ、合理化、所得減による生活困窮に対して支給基準の見直し、子供たちが安心して教育が受けられるよう要求する。
2	村山弘行 (16)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区長制度の廃止に伴う諸問題について <ol style="list-style-type: none"> (1) 区長制度の廃止の経過について (2) 区長有志の請願提出に対する執行部の対応について (3) 新しい組織の具体的な中味について 2. 南保育所の民間委託について <ol style="list-style-type: none"> (1) 保護者会との合意について (2) 対応する労働組合との合意について (3) 保育士の今後の職場について (4) 都府楼保育園の経過と南保育所民間委託の整合性について 3. 太宰府西小学校付近の交差点の改良について <ol style="list-style-type: none"> (1) 西小入口信号付近の車両の停止線及び横断歩道の位置の変更について (2) 長浦台変則五差路への信号機の設置について
3	原田久美子 (1)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者福祉サービスについて 高齢者の在宅生活支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急通報サービス及び給食サービス事業について (2) 介護保険サービス外の高齢者福祉サービスについて

4	渡邊美穂 (4)	<p>1. 市の制度変更に係る問題点に対する市の責任と市民への説明について</p> <p>(1) 都府楼保育所の民間移譲の条件に対する市の対応について</p> <p>(2) 南保育所の民間委託について</p> <p>(3) 地域包括支援センターの直営について</p>
5	橋本健 (7)	<p>1. コミュニティバス「まほろば号」について</p> <p>(1) 運行の問題点と対応策について</p> <p>昨年、西鉄都府楼前駅をターミナルとし、独立路線としてダイヤを全面改正されたが、市役所への直行便がなく不便である。</p> <p>また、乗り継ぎの待ち時間が長く特に冬場はつらいなどの不満が出ているが、この問題点に対しての対応策について伺う。</p> <p>(2) バス広告収入の積極策について</p> <p>今年4月から高雄地区の運行開始により、まほろば号がほぼ市内全域に拡充され、喜ばしい限りである。今後は運行経費を少しでも補うためバス広告収入の積極策が必要と思うが、市の見解について伺う。</p> <p>(3) マミーズ・まほろば号について</p> <p>昨年12月の建設経済常任委員会において、一企業に対する市からの運行補助金は理解し難く公平性を欠くという意見があった。検討課題として問題提起をしたが、その後執行部ではどのような整理をされたのか伺う。</p>
6	中林宗樹 (8)	<p>1. 行財政の運営について</p> <p>「身の丈にあった行財政」とは、その考えについて伺う。</p> <p>2. 定額給付金地域還流事業について</p> <p>商工会では、この度の定額給付金を地域へ還流させる事業を考えておられるが、市はどのような支援を考えているのか伺う。</p> <p>3. 区長制度の廃止について</p> <p>3月31日で区長制度を廃止すると言うが、地元民への説明等の時間がないので、実施を1年延ばして欲しいとの声があるが、どのように考えているのか伺う。</p>

2 出席議員は次のとおりである（19名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 原田久美子 議員 | 2番 藤井雅之 議員 |
| 3番 長谷川公成 議員 | 4番 渡邊美穂 議員 |
| 5番 後藤邦晴 議員 | 6番 力丸義行 議員 |
| 7番 橋本健 議員 | 8番 中林宗樹 議員 |
| 10番 小柳道枝 議員 | 11番 安部啓治 議員 |

12番 大田勝義 議員
14番 安部陽 議員
16番 村山弘行 議員
18番 福廣和美 議員
20番 不老光幸 議員

13番 清水章一 議員
15番 佐伯修 議員
17番 田川武茂 議員
19番 武藤哲志 議員

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

9番 門田直樹 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	石橋正直
協働のまち 推進担当部長	三笠哲生	市民生活部長	関岡勉
健康福祉部長	松永栄人	建設経済部長	木村洋
会計管理者併 上下水道部長	古川泰博	教育部長	松田幸夫
総務・情報課長	木村甚治	経営企画課長	今泉憲治
協働のまち 推進課長	大藪勝一	市民課長	木村和美
税務課長	新納照文	人権政策課長兼 人権センター所長	津田秀司
福祉課長	宮原仁	高齢者支援課長	古野洋敏
子育て支援課長	花田正信	都市計画課長	神原稔
建設課長	大内田博	観光・産業課長	山田純裕
上下水道課長	宮原勝美	教務課長	井上和雄
学校教育課長	松島健二	中央公民館長	木村努
市民図書館長	吉鹿豊重	監査委員事務局長	井上義昭

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	浅井武	書記	花田敏浩
書記	茂田和紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」の個人質問を行います。

19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） 質問の1項目は、上下水道料金の引き下げを要求いたします。

この質問項目については、請願を初め、代表質問、個人質問と、何度も見直しと引き下げを要求してまいりました。市民の間から、太宰府市の水道・下水道料金は高い、事業用、家庭用も同一料金であり、メーター使用料も含め、使用すれば使用するほど高い料金形態になっていること、市当局も水道事業経営で認めておられます。特にこの不況状況、市民負担を軽減させるためにも、水道・下水道料金の引き下げを行う必要がありますが、以前の質問でも見直しを約束しておりました。ところが、今回市長の施政方針で一般家庭水道料金の引き下げを含む料金体系の見直しを進めてまいりますと公約しておりますが、どのように実行されるのか明らかにしていただくよう回答を求めます。

質問の2項目めは、市民を対象とした貸付制度の条例の制定を求めます。

大変な不況で、大企業の非正規雇用労働者の解雇を初め中小企業の倒産等により、市民、労働者の生活実態は大変な状況にあります。国も雇用対策に力を入れておりますが、解決に至っておりません。リストラ、合理化がまかり通り、日常生活は大変であります。ところが、大企業には減税、中小企業には緊急融資制度がありますが、解雇された労働者や市民に対して貸付制度は太宰府市にはありません。銀行も貸してくれません。ノンバンクなどの融資を受けることによって多重債務に陥ることも明らかです。各地の自治体では実施されている市民の日常生活に関する要望として、医療費、入学準備、納税、家賃の支払い、出産費用、葬儀代、物品購入等の苦難解決のために貸付制度が実施されておりますが、太宰府市も、市民を対象にした最高50万円までの貸付制度条例を太宰府市も制度化し、貸付運営については銀行に預託を行って実施をしていただきたいが、市長の回答を求めます。

最後の質問については、就学援助の充実について行います。

教育委員会としては、子供たちが安心して教育が受けられる機会均等を図るために、要・準

要保護児童関係費予算については、平成20年度当初予算と比較すると、平成21年度予算として、小学校473万6,000円、中学校326万8,000円増額予算を計上いただいておりますが、市民税の所得基準、平均5万5,000円以下になっており、均等割、平等割を含めているのか、家族構成によっては各家庭でさまざまな状況が考えられます。祖父、祖母の年金所得も含めて所得基準を検討しているのか、それとも両親の所得を就学援助支給の対象にしているのかを報告いただきたい。

特に4月以降、失業や年度中の倒産、無収入などの生活困窮などに対して、前年度の所得基準で判断すべきでないと思います。実情に合った制度充実の対応を求めたいと思いますが、教育委員会としては、今後にどのように対応いただけるのか、補正予算を組む考え方があるのか、またこの制度、学校長、教職員を初め市民にわかりやすく広報で知らせていただきたいので、教育長の回答を求めます。

回答について、質疑は自席で行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

昨日の代表質問、皆様方からさまざまなご意見を賜りました。誠にありがとうございます。本日は一般質問でございます。順次回答をしていきたいと思っております。

1番目の上下水道料金の引き下げに関するご質問に対しましてご回答を申し上げます。

まず、水道料金につきましては、平成19年6月議会及び平成20年の3月議会でのご質問に対しまして、今後も一層の経費節減に努め、現行料金を据え置く努力を続けながら、料金体系の見直しを含めて、引き続き可能性について模索していきたいと、このように答弁をいたしておりました。水道料金につきましては、本市の市長選挙期間中でも、多くの市民の方々でありますとか、あるいは市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会の中でも、他市よりも水道料金が低いという、そういったご意見等々を数多く伺って帰ってきております。

水道事業でございますけれども、給水収益によりましてその経営が成り立っておりまして、近年の社会経済情勢の悪化でありますとか、あるいは節水の機器の普及等によりまして、営業収益の根幹をなします給水収益の伸びが鈍化してきているのも昨今の状況でございます。

また、平成25年度以降でございますけれども、大山ダムからの供給が開始されることに伴いまして、需要拡大の必要性など赤字損失幅をいかに改善できるか、さまざまな経営課題がございます。しかし、現行料金体系におきまして、近隣団体と比較してみますと、必ずしもすべての使用水量におきまして高いというわけではございませんので、料金水準格差を少しでも縮められないか、その可能性について、現在担当部局のほうに検討指示を出しておるところでございます。

本市の場合におきましては、一般家庭に一定の負担をお願いしなければならないという顧客層の問題もございまして、給水収益が減収にならない範囲内での見直しを考えておるわけでございます。施策方針の中でも述べてまいりましたように、家庭用料金の一部引き下げを含む料

金体系の見直しを進めてまいり、今年度中に一定の方向を出していきたいと、このように考えております。

次に、下水道事業の経営状況におきましては、昭和52年事業着手から、企業債を活用し、事業を推進してきておりまして、多額の企業債償還残高を抱えております。平成21年度は、減債積立金を取り崩しまして、13億円近くの繰上償還を予定をいたしております。現金預金が大きく減少しますことや、また総務省指導では、一般会計の財政負担の軽減を図る必要性から、受益者負担の原則として20㎡当たり3,000円以上の料金指導がっております。本市の場合、20㎡当たり3,100円という状況等がございますので、今のところ下水道の現行料金を見直す考えはございません。ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

あと、細部につきましては、担当部長等から以下の質問については回答させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今市長が言いましたように、まず今年中ということは、今年は引き下げをしないで来年からやるということのような感じをするんですが、この問題、何年も質問してきておましてね、水道事業にしても、下水道事業にしても、昭和48年に水道事業が軌道に乗りまして、その間値上げをしてきました。36年、値上げはしたけど、値下げをしたことは一度もないんですが、このことは認めますか。担当部で構いませんが。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 水道料金につきましては、定期的に財政状況等を見ながら、値下げできるのかという判断をした中で現在に至っております。そのことにつきましては、当然水道事業につきましては企業会計でやっておりますので、給水収益が基本になってくると思いますので、その辺が大事と思いますし、それから実際経営していく中で、いろんな事業も当然ございますので、そういうことも含めまして検討して、最終的には値下げをしなくて現在に至っているということは理解をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 後で市長には回答いただきますが、水道・下水道事業で、過去ずっと、平成16、17、18、19年の水道事業の経営分析を見ておりました。ところが、この太宰府市は、今まで水道・下水道については赤字になったことがない。この現金比率については、はっきり言って、大変な毎年現金比率が向上しておりますし、企業債についても年々下がってきております、借金の返済についてもですね。で、過去の私のほうにあります資料をずっと分析しておりまして、大変太宰府市の水道・下水道事業は健全財政をとっております。そりゃ、あなた方も努力もしていただいた結果と思うんですが、まず赤字になったことがない、安定している。それから、今市長からありましたように、今まで多額の水源確保のために投資をしてきました。その投資もうある一定めどがつかしました。先ほど市長が言いましたように、大山ダムの問題があと大きな課題で残っておりますが。海水淡水化の事業にも参加をしました。一滴も

海水淡水化が太宰府市に入ってきておりません。その権利を買ったために、福岡地区水道企業団の水を受けているという状況、こういう状況で来ておりますが、まず太宰府市の水道・下水道事業は黒字財政を、あなた方の努力、市民の協力を得て、努力をして黒字になっているという事は認めますか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 企業会計につきましては、一般会計からの補助金をいただいておった時期もございます。それから、実際事業をやっていくのは、今現在やっている分ですが、大山ダムのほうからの受水を受けるための施設投資とかですね、そういうものも当然大きな財政を伴うわけでございますが、企業を運営していく中で、加入負担金等、水道加入負担金ですね、そういうものの収入がございますので、企業会計につきましては、3条予算と、それから4条予算がございます。それで、3条予算の中で経営的なものを、黒字か赤字かという判断をしていく中で、そういう加入負担金を4条に繰り入れたり、それから3条の中に繰り入れるようにできることが可能になりましたので、そういうものも調整をしたことはございます。そういう調整をしながら黒字財政を保ってきたということでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 以前は、この太宰府市の水道料金が大変高くてですね、高料金対策として国から補助金も受けたことがあります。高いから、この高料金対策として国の補助金も出るような状況もあった。ただし、それもはっきり言って、水道料金が黒字になったために高料金の補助金がなくなったという経過があります。だから、今までの経過を見まして、松川ダムをつくったのが昭和48年、それから大佐野ダムをつくり、福岡地区水道企業団、山神水道企業団、さまざまな形で水源確保をしてきた、過去の説明では、他の自治体と違って、太宰府市がこの歴史と文化が関係するために、建築規制もやり、高層マンションの建設も抑え、自然を守るという形で、私の質問も何回、これはもう何回したかわかりませんが、水道利用が一戸建てが平均であって、枝線というか、マンションで1棟に20戸、30戸の部分がないからというような説明もあって、値下げをずっと抑えてきた経過があるわけですが、この太宰府市は、本当にこの福岡市の水道料金の2カ月分がはっきり言ってこの1カ月分に相当するというような状況もあって、市長も市民との懇談の中で質問があっていると思うんですが。

こういう高い料金は、私が再三指摘しているように、一般家庭は一切経費に入れられない、使わなくても基本料金は払わなきゃならない。ところが、事業所は、全額経費に入る、こういう矛盾点もありますよという指摘もしてきました。だから、やはり経費に算入される水道・下水道料金、経費に入らない一般家庭の水道・下水道料金も見直すべきじゃないかという指摘もしてきました。だれが聞いても、これは本当におかしいなと思うんですよ。だから、そこを見直しもしながら、市民に少しでも、やはり水道・下水道料金の負担を軽くする、そういう施策をやるのがやはり行政の責任じゃないでしょうかという、私は何回も質問もしてきましたが、やっと今市長が今年の施政方針の中で見直すと言った。ところが、事業用と家庭用と料金を見

直して、担当部ではどのくらいぐらいの引き下げをしようとしているのか、この問題がまだ明らかにならないんですが、この辺はどのくらい引き下げようというふうに考えられているかを担当部で報告をいただきたいと思うんですが、市長がもうずうっと下げろと言ったのか、ちょっと下げろと言ったのか、この辺はどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 水道料金につきましては、以前から武藤議員さんのほうから質問があつておつたということも存じておりますし、事業用と家庭用の、要するに料金を払った場合の経費的なものもですね、そういうことも質問を受けたということは私も存じております。

それで、一番私ども担当部としましては、水道事業の経営がどうかなということがまず頭の中に浮かんでくるわけでございます。それで、財政収支見込みをまず立てなければいけないということがございますので、平成30年までの財政計画を立ててみました。その中で、今のご質問の中では、幾ら下げると、具体的な質問があつたんですが、そういう財政計画を見ながら、それから事業所につきましては、大体パーセントでいきますと5.4%なんですね、事業所が。それで、それ以外につきましては一般家庭でございまして、一般家庭を下げることによってかなりの収益が落ちていきますので、その辺をどうするかということもございまして。それで、金額的なことは今現在で申し上げるわけにはいかないんですが、そういうことを検討しながら、私どもは指示を受けておりますので、何とか一般家庭の料金を下げたいということで今努力をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） なかなかあなた方は、下げる努力はしているけど、金額は言えないと。春日市なんかも、あれだけ論議をされて、この基本料を下げましたしね。市長から施政方針の中に出ている、どのくらい下げるといふけど、それでは部長さん、今水道事業と下水道事業の現金預金、それから将来の減価償却、この水道事業というのは企業会計なんですが、事業をやっていく資本投下をする、それを、やはり企業会計ですから、資本投下したものは25年で減価償却をしていく、こういう減価償却というのも経営の大きな役割を果たすわけですが、今水道事業の現金預金、それから下水道事業の現金預金、国債含めて、まず、私のほうも手元にありますが、確認したいと思うんですが、水道事業は今預金残高が幾らなのか、下水道事業が、やはり預金残高や国債、そういうものが今幾らありますか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 水道料金につきましては、減価償却も経費の中で算入されますし、企業会計の予算の中でも数字としてあらわれてきます。水道事業につきましては16億7,116万2,000円で、平成20年度末でございます。それから、下水道事業につきましては、平成20年度で19億5,268万5,000円でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そのずうっと見ておましてね、お金がないと言いながらも、未収金もあります、水道事業で今16億円、端数は切り捨てましょう、16億7,116万円とこうありますが、はっきり言って、ここの経営分析を見まして、太宰府市はこの水道事業の経営状況というのはこの近隣の中で最高なんです。下水道事業についてもそうなんです、16億円の現金と19億円の現金が水道・下水道事業であると。今後も、減価償却、これだけ投資をしてきました。そして、借金払いに繰上償還もしてきました。毎年黒字の分を繰上償還をしてきて、借金を減らした上に、もう今後は余り借金する必要がない。その上に16億円と19億円の現金があると。

これを、この今不況の中で、今日の新聞にも載ってましたが、外食を減らしたい、教育費を減らしたい、衣服費を減らしたいというのは今日の新聞にも載っておりましたが、市民がずうっと耐えているんですが、日常生活に水はどうしても必要です。水を使う、そしてそれを流す、その料金は当然払わなきゃならない、こういう状況の中で、16億円、19億円のお金があるわけですから、しかもこの太宰府市は水道・下水道を使わないで日常生活はできないわけですが、その負担を減らすために、市民全体に、水道・下水道を使っている方々に少しでも負担を軽くすることは経済効果がやはりあるということなんです。だから、ぜひ引き下げてくださいというのを何回もしました。ところが、大変市長がそのことを市民とやはり懇談する中で、市長としてもやはり引き下げをしなきゃいかんと思った。だから、今担当部長から説明を受けましたが、市長、この水道・下水道料金について、下水道料金は下げないと言いましたが、やはり私は、下水道料金も事業用はやはりそれなりの見直しをするべきじゃないか、そしてやはりこの基本料金でも少しでも下げる必要があるんじゃないかと思うんですが、この、市長、今の担当部長から聞きましたように、今から先借金払いも少なくなる、繰上償還もしてきた、お金も16億円と19億円ある、だからもう少し、1年後になるんじゃないかと、年度内にどのように引き下げを行うかをですね、市長として、あなたが一番の責任者ですから、あなたが努力をなさ、今後の経営を安定させるために努力をして、少しでも市民の負担を軽くするように、あなたの公約です。私ども議員として、市民の要望があって、あなたにお願いをしているんですから、その辺を、まず水道・下水道料金の問題について明確に方針を出していただいて、この問題を終わりたいと思いますが、回答を求めます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、水道料金については、料金の見直しの減額といたしまししょうかね、を行っていきたく、今年度中に一定の方向を出していきたく、いわゆる引き下げを行うというふうなことの中で表明をしておきたいと思っております。

このこと等につきましては、今もご指摘がっておりますように、現行料金の、太宰府市の特徴でございますけれども、一般家庭料金の引き下げ、その部分を事業用の大口使用者の料金に補てんをしていくというふうな、そういった考え方を基本に据えての部分でございます。

福岡県下で見ますと一番高いほうに位置しているのは事実ですけれども、55市の企業団も含

めてでございますが、今のところ13位でございます、水道料金については、そういったこともありますし、私ども、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会の中においても、水道料金をどうかなりませんかというふうなことでありますので、今の総合的な部分からいきますと、施設のいろいろな維持管理の部分は、改修工事等々やっておりますけれども、水道料金については引き下げを行っていきたくと。下水道料金については、ご指摘のとおり、料金の引き下げをしたいんですけれども、昭和52年度以降事業着手しております下水道事業がまだ完了してありません。今北谷、内山地区も行ってありますし、それに相当する企業債償還残高がまだございますので、その辺のところ等について、推移を見ながら行っていきたく。

本市の場合にありましては、人口規模といいましようか、人口が、水道においても下水道にしてもそうです、他市町村のように密集度があればその一つの下水道管当たり、水道管当たりの効率がいいましようか、ぶら下がりが多ければ多いほど効率的なんですけれども、例えば北谷、内山に見ても、あるいは今ひいております下水道・水道等についても、人口約6万8,000人というふうな形でまだ空地があるというふうなところがございます。そういったところで、まだまだ水道料金あるいは下水道料金等についても効率性がないというふうな部分があります。

それからもう一つ、太宰府市の水道料金が高い一つの要因等については、やはり高い山を切り開いて団地がありますもんですから、そこまで水を上げておると、上げてまた自然配水がいいましようか、そういった形をしておりますので、高目についていることは事実でございます。

それから、真水といいましようか、を購入しておるとのこと。原水から、自分のダムの中で水をつくっていけば安く済むんですけれども、そういった原水がないために、いろいろな方面で水を買って行っておりますもんですから、その部分が高くておると。

しかしながら、一定程度めどがついております。今までは水道が渇水、何かありますと渇水というような形になりましたけれども、今1日当たり1万3,000 m^3 ほど、最大においても1万5,000 m^3 、今確保しておりますのは、最大でいきますと、もう1日当たり1万8,000 m^3 から2万3,000 m^3 までは十分確保をいたしております。これを人口に直しますと、9万人から10万人の規模になったとしても今の水道の中で十分やっていけるというふうな状況まで達しておりますので、市民の皆さん方に、高い料金にはなっておりますけれども、渇水等でご迷惑かけるようなことはないというふうなことを思っております。

料金等につきましては、平成21年の9月議会でありますとか、あるいは平成21年10月から12月にかけて、これも審議会等々がありますので、手順を踏みながら、早急に平成22年度の早い時期から料金の引き下げができるように努力していきたくというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 次から次にね、年度が、私が質問したのは、早く料金の見直しをというのは大体昨年だったんですよ。それがまた1年延長になりましたね、またまた1年延長にな

って。市長、できるだけあなたの公約を実現させるためにも、今年じゅうにめどをつけていただきたい。

水道施設は、はっきり言って松川、大佐野浄水場の業務も民間委託しました。民間委託したこの人件費だけでも相当安くなったわけですね。だから、あなたが経営努力をしていること、それを、経営努力をしたことを市民に返すこと、これがやはり市のトップの責任だと思うんですよ。そういう民間委託をし、経費を削減し、今言いましたように、水道の水も確保もできたというならば、来年の4月実施よりもね、年度途中ででも実施ができるように、やはり担当部に指示をいただくことをお願いして、1点目は終わります。

2点目の回答をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市民を対象とした貸付制度の条例の制定を求めることについてご回答を申し上げます。

ご提案の制度につきましては、福岡県の社会福祉協議会におきまして生活福祉資金貸付制度が確立をされておりまして、それぞれの目的に応じて貸し付けがなされております。貸し付けの種類といたしましては、厚生資金でありますとか、あるいは福祉資金、緊急小口資金を初め数々の支援資金がございます。また、九州労働金庫に毎年1,000万円の預託をいたしまして、市内居住の労働者の方々へ、生活の向上でありますとか、あるいは福祉の増進を期するために貸し付けを行っておるところでございます。このことから、福岡県社会福祉協議会が実施しております事業と九州労働金庫への預託金の融資事業で対応はできておるものと判断をいたしております。

詳細については担当部長のほうから答えさせます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この問題はですね、平成19年9月14日に質問をいたしました。そのときと回答がまた市長さん、ちょっと変わってきたのは、労働金庫に預託とありますが、私も労金に行きました。ところが、組合のある方だけしか労働金庫は貸してくれないんですよ。だから、社会福祉協議会のははっきり言って5万円で最高、しかも社協の場合は、そういう小口の5万円ぐらいであってですね、また県社協については、寡婦とか、いろんなそういう福祉事業としての内容なんですね。

ところが、今私が言いましたように、この、もう本当に切実な問題がありまして、今高校入試で太宰府天満宮のほうに、入学できましたとか、入学前についての祈願も来ますが、私のほうに寄せられるのは、まず私学の入試があります。で、私学が通りましたっていったら、まず保証金みたいなものを入れなきゃいけないんですね。そして、私学を通っていても、できるだけ負担を軽くするために公立を受けたいと。公立に通ると、やはり私学は、お金払ったものは返ってこないんですよ。本当に親は子供のことを考えて、やはりそのたびにお金に悩んで。それから、今病院に入院すると、保険のきかない金額で3割負担ですが、部屋代だとか、食事代

とかそういうもので、はっきり言って10万円を保険のきかない金額が出ます。入院すると、その家族が往復する交通費や、本当大変なんですよ。で、高額療養になっても、高額療養の立てかえ払い制度もありますけど、本当にお医者代の支払いがないと困る、支払いがないと、早よ言えば退院を迫られるという状況があります。それから、やはりさまざまな状況があって、家賃の滞納、年金が入ってくるまでどうしても待つてほしいと言われながらも、そういう状況の中で家賃の支払いができなくて、はっきり言って退去を迫られるですね。先日も、葬式ですが、本当に葬式をするのにも今大変なお金がかかるんですが、葬式の費用もですね、当面の費用的に一番安い金額でも、今葬式は100万円近くかかるわけですよ。で、親族が集めて50万円しか集まらない、あとの50万円どうするかという、こういう切実な問題があるわけですね。

ところが、先ほど市長が言いましたように、労働金庫は労働組合があるところ、社会福祉協議会や県社協の場合は福祉資金として、この寡婦だとか、そういういろんな部分の人たちが該当するもの、そういう状況の中で、なかなか一市民が借りられない。税を滞納して、やはり税金も払いたいけど、先ほども私どもの同じ会派の藤井議員が質問しましたが、なかなかそういう税金の問題でもですね、やはり払いたいけど、8期を10期という問題がありましたけど、国民健康保険、市民税、それからまた年金ですね、それから自動車税から固定資産税からですね、365日税金ばかりなんですよ。こんな状況の中で、やはり何とかそういう市民のためにといい形で、私が言っているのは、はっきり言って、この太宰府市で銀行に預託をしてですよ、実務については銀行に任せると。最高50万円ぐらいで、少なくとも10カ月から30カ月ぐらいの返済でして、利息もいただくと。市がやはり預託をして銀行に任せればね、そういう制度ができるわけですよ。太宰府市だって、この基金もあるわけですが、そういう市民を対象とした、労働組合もない、寡婦とかそういう福祉、母子家庭でない人たちを、一市民を対象とした貸付制度をやはり設けるべきじゃないかと。

こういう制度を全国各地でもやはり設けているわけですから、この内容を検討してね、やはり子供たちが入学のためにどうするかとか、本当に出産、病院に、昨日も質疑ありましたが、市長が、10回ほど妊婦健診ということで、将来は、2年の特例ですが、今後延長になれば14回になるかもわかりませんが、1回産婦人科に行くと、病気じゃありませんから、1回にかかるお金、交通費含めて1万円を超えるわけですよ。それをやはり負担を軽くするとかですね、出産するためには、いずれ出産手当が返ってくるけど、その間のお金をどうするかとか、本当に安心して子供が産めるような問題、納税相談に来て、分割して払えるような、この資格証明書の問題もあっても、約束しても払えない状況の中に、貸してもらって、少ない金額で払うような制度。市民の税金を有効に市民に、やはりその制度として有効にさせるような施策も必要じゃないでしょうか。市長が言うように、労働金庫だとか社協の5万円、最高で10万円なんていうのはですね、なかなか難しいし、しかも私は、保証人も設けてそういう制度をやればいいんじゃないかと思うんですが、こういうことはできないんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 回答したとおりでございますけれども、今お話を伺っておりますと、労働者だけではなくて一般市民の皆さん方が一時的に困る場合等について、私も相談を受け、体験をいたしております。何かほかの金融機関では借りれないと、どうにかならないかというふうなこと等が直近の相談中でもございました。所得制限であるとかいろんな形の中で、財産をお持ちであるとか、そういった形で、市中銀行の場合については貸し付けなかなか困難であるというふうな等々で持ち込まれましたけれども、そういった困っていらっしゃる方もおられることについても承知をいたしております。私も、できるならば、そういった形での研究、方策といましようか、はしていきたいというふうには思いますけれども、当面の部分といたしまして、既存の制度を活用し、そして私どもが、やはり借りられるような、そういった幅を考えてほしいとか、そういったこと等を伝えながら、その辺の事情にこたえられるように努力はしてまいりたいというふうに思っております。

それから、福祉予算そのものが、昨日もお話し申し上げましたように、年々この部分だけは上がって、増加がございます。平成21年度の予算につきましても、5.4%、2億8,000万円ほど、じつとしっかりと対象者が上がるために増えてくるというふうな部分がございます。私は、福祉と教育の分野に軸足を置いて市民のために頑張るというふうなこと等についても施政方針の中でも伝えておりますので、あらゆる研究は行っていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 検討してみてください。利息もいただくということと、それから実務を皆さんにのきなさいというんじゃなくて、銀行に任せると。それで、各銀行に500万円ずつ7行ぐらいにしたってですね、3,500万円の預託をしておれば、その少なくとも3倍から5倍ぐらい、今も中小企業の預託制度で調べてみましたら、預託してますけど、中小企業には30件ぐらいしか、貸付制度は保証協会つきで30件程度ですけど、金額的に大きな金額じゃありませんからね。銀行に、太宰府市に、こういう銀行に預託をしますから銀行と相談をしてくださいと言え、市は出資をする、そしてその回収も銀行にお願いをするという、そんな難しい問題じゃありませんし、やはりこの制度をですね、内部検討していただくように、市長も今前向きな回答がありました。まず市民全体としてのやはり対応をですね、まず、こういう提案がなされたけど、市長が下の担当職員に指示をすること、その下の職員が、昨日も議員から説明がありましたが、やはり市民が、そういう問題を職員としてどうするかは真剣に職員も考えてくれば、そしてその内容を市長に報告されますから、そういう状況の中で検討をいただくということで、また改めてこの問題については質問をいたします。

最後に就学援助の問題でですね、教育長さん、教育委員会として市長部局に増額をいただいたこと、感謝申し上げます。

ところが、やはりこれだけ不況でですね、前年の所得でいくわけですが、やはりこの制度についてですが、できるだけ年度途中で首切り、合理化、福岡県は九州の中で、リストラ、合理

化にあって所得が一番やはり不安定な状況がありますが、この問題について、教育委員会、教育長、それから教育部長の回答を求めたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ご指摘のようにですね、昨今の社会状況を反映いたしまして、就学援助の対象児童・生徒数はやや増加ぎみにあるというのが現状でございます。こういう状況でございますので、この制度を多くの方に利用していただくような今後のPRにつきましても行ってきたいと考えております。対象その他につきましては、詳細について教育部長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） ご質問の1点目についてでございますけれども、就学援助の算定基準となります市民税所得割額には均等割は含めておりません。また、祖父母等の、住民登録上同一世帯となっておれば、祖父母等の市民税所得割額も合算をして算定をいたしております。

次に、平成21年度の認定に当たりましては、平成20年度の市民税所得割額で判定をいたしておりますけれども、税額が基準をオーバーして該当しない場合でも、6月に出されます平成21年度の市民税所得割額により認定を行っております。

なお、4月以降の失業あるいは年度途中から無収入になったというような場合につきましても、雇用保険の受給状況あるいは家族の収入の状況等について個別に確認を行いまして、それぞれ判断をするようにいたしておりますし、経済的な状況が変化した場合でも、可能な限り対応をできるようにしていきたいというふうに考えております。

次に、補正予算につきましてですけれども、今後の状況を見ながら対応をさせていただきたいというふうに考えております。

また、PR等につきましては、市の広報、これは毎年3月号と5月号、年2回広報に掲載をいたしておりますし、また市のホームページあるいは市民べんり帳、そしてそれぞれ学校の入学説明会等々におきましても周知をしておりますし、継続の相談があった場合につきましても、学校を通しまして該当世帯等に案内をいたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） なかなかですね、おじいちゃん、おばあちゃんの年金が高かったらいいんですけど、年齢的にも、今の80歳ぐらいの方は、福祉年金で4万円とか5万円の収入なんですね。どの辺までが、この市民税がかかる祖父母の場合は当然就学援助の対象になるんですが、福祉年金の場合については対象にならないと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） ご承知のとおり、いわゆる判断をする場合については、先ほど申しました市民税の所得割額、いわゆる税金を計算する場合の税額で判断をいたします。現時点では、本市の場合、これは筑紫地区同じレベルですけれども、5万5,000円を基準として判断をいたしま

す。つまり祖父母等と一緒にした場合の合算につきましては、普通の家庭で家族4人、子供2人と夫婦で生活した場合の所得で逆算をしますと、年収にして400万円前後の方がその基準に該当するというふうな判断をいたしておりますので、それぞれ祖父母の方の年金収入につきましても所得に換算をして合算をいたしますので、その時点で判断をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そこが一つの部分になるんですが、おじいちゃん、おばあちゃんも、そんな今まで苦労されてしてきたわけですが、80万円、夫婦で160万円あると、そういう部分まで含めると、やはり該当しないような状況になる可能性があるんですね。だから、おじいちゃん、おばあちゃんも生活するのも、はっきり言って、今百二、三十万ぐらいじゃ生活できない状況なんですけど、そこはやはりこの臨機応変に対応できるような状況も考えていただきたいなど。就学援助の申請すると、おじいちゃんとおばあちゃんと住んでおられて、おじいちゃん、おばあちゃんの収入が少なくとも市民税がかかったという、もうこれははっきり言って全体的に該当しない。ほんのわずかな金額で就学援助が受けられるか受けられないかという問題が出てきております。だから、そこは臨機応変にやっぱり対応すべきじゃないかなというふうに思います。

それから、これだけリストラ、合理化がどんどん進んでおまして、昨年の所得の該当があるんですが、失業保険がもらえるといっても、失業保険が全額もらえるわけじゃないんですね。6割給付、しかも3カ月待たせるとか、3カ月で打ち切られるとかという状況がありますし、そういうものについてもですね、やはり失業保険は課税の対象になってないんですよ。だから、そういう失業した、本当に学校の教職員、教諭あたりは、生徒がどんな状況かというのは見ておればわかると思うんですよ。だから、給食費が滞納になっているとか、学級費がとか、いろんな部分が滞納になっているときには、まず教職員に、やはりそこを子供が安心して、給食費や学用品、学級費が滞納になっているような状況の中では、教職員みずからやはり就学援助の制度がありますよというのも配慮するような状況も指導していただきたいと思うんですね。

それから、やはり就学援助というのは、以前は国の補助金がありましたが、今交付税の算定基礎になっておって、国会でも、私どももとに戻せという要求をしておりますが、そういう状況で、まず学校の先生が子供とのやはり接する中での事情がよくわかると思うんですが、こういう状況も、教育委員会として学校長や教諭に指導もいただけるかどうか、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 先ほど申しましたように、それぞれ各学校のほうにも、先生を通して入学時等々でも保護者に説明をいたしております。そのときには、きちっとしたいわゆる説明資料を、先生、担任を通して、それぞれ子供あるいは保護者のほうに通知をいたしておりますので、その辺は、各校長を含めて学校の先生あたりも熟知はしてあるという判断です。

今後、そういうことで、学校の先生等も含めて、さらに詳しい説明をしながら、この申請に対して対応していきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 早く、今入学の時期で、4月1日とか5月16日までにした場合は入学準備金について出しますよという、あなた方は配慮をいただいていることには感謝をいたしますが、今後、年度途中でも、そういう実情に合った就学援助、いつも言うように、少子・高齢化、今からの子供を大事にしていくためにですね、子供たちが安心して教育を受けられるように、心配なしにいくように。それから、やはり就学援助についても以前はいろいろありましたけど、振り込み制度にもうしていただきました。さまざまな問題点をあなた方がクリアをしていただいたことには感謝をいたします。ただし、この不況状況の中で、子供たちに何の不安もないように、こういう制度があるわけですから、ぜひ充実をしていただくようお願いをいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問を行います。

まず、区長制度の廃止についてであります。私は昨日代表質問を行い、その中で明らかになった部分もありますので、より詳細な点についてお伺いをいたします。

さて、市は、昨年5月8日の定例区長会において、新任、再任を含め24名と思いますが、4月1日付で辞令を交付しておられると思います。昨日の代表質問で、交付から今回の区長制度の廃止の提案までどれぐらいの時間を要したのかを伺いましたが、具体的な回答は明確にされていなかったように思います。つまり、2年間の委嘱辞令を交付し区長制度を廃止する提案までに5カ月しかなかったわけであります。昨日の回答では、内部では既にその当時から区長制度の廃止についての検討は行われていたのではないかと思います。委嘱辞令交付、区長制度の廃止、新組織への移行という流れが1年以内に強行をされようとしているわけであります。余りにも性急過ぎると指摘をせざるを得ません。執行部は、今回の急激な移行について、区長さん方のご理解を得られておるとおられるのか、まずお伺いをするものであります。

次に、区長制度の廃止に関して、市が求めている新自治会制度あるいは校区自治協議会制度

への移行に対し、区長会では相当の意見が出されたやに聞き及んでおります。市が求めております新しい自治会組織に移行するにしても、区長さん方は、地元で説明をしたり、区民の皆様方に理解を求めたり、あるいは校区内で協議をしたりと、一定の諸作業あるいは事務作業が発生するし、4月1日以降に区の総会なども行わなくてはならないので、この実施については1年程度の猶予を持ってくれという意見も多数出たのではないかと思います。

しかし、市長は、基準日についてはあくまでも平成21年4月1日にこだわり、強行をされようとしております。区長会の中でも、市長は為政者は一定の判断はしなくてはならないと発言をされておりますし、昨年12月の議会の中でも、その答弁の中で同じような発言をされ、軸足はぶれないとも言っておられます。しかし、大多数の区長さん方は、自治会組織への移行については理解はしつつも、その実施日について1年程度延ばしてくれということの声ではあると思います。それでも基準日は平成21年4月1日ということにこだわるのはなぜなのか、理解ができません。

今議会の冒頭、施政方針の演説の中で市長は、「“仁”のぬくもり、すなわち温かな目配りを行い、私はもとより職員が現場に出向き、課題を現場で発掘する、さらにまちづくりに市民の力や地域の力を引き出せるような現場主義を徹底してまいります」と述べられておられます。さらにまた、「市民の声をお聞きし市政に反映する、市民の目線に立った市政運営にまさに誠心誠意取り組む」と明確にされておられます。

自治会組織に移行するには、その具体的な諸作業はまさに今の区長さんたちや自治会の役員さんたちが行わなくてはならないわけであります。現場は、市役所の総務ではなく、まさに各区长、各自治会が現場なのであります。現場主義というならば、この区長さんたちの声を真摯に市政に反映しなければ、市長の言う市民の目線とはほど遠いものと言わざるを得ませんし、一体市長の言う誠心誠意とは何なのかと思います。訂正することにはばかることなかり、ここでこそ市長の言う為政者たる者判断をすべきであると思いますが、ご見解を求めます。

さて、今回の区長制度廃止、自治会制度への移行について、時間的なものが必要である、その趣旨は理解できるものの、やはり急であり、1年程度の猶予が欲しいということで、市議会に区長有志で請願が出されております。当初は30名程度の区長さんたちの連名でありましたが、途中何名かの区長さんは取り下げられました。それはそれぞれの区長さんの判断でありますから、とやかく言うものではありませんが、請願が議会に上がってきているのは事実であります。

そこで、この請願について、市当局は少し誤解というか、間違った認識を持っておられるのではないかと思います。請願書は太宰府市議会議長に出されたものであります。これの審査をするのは専ら議会、そして議員の専任事項であります。ここには執行部は一切介入するものではないと思います。請願は何人でも提出する権利を有しているものであります。これは、先日私が県の市町村支援課に伺った際の県の見解でもございます。中身が市政運営だろうが、予算に関係しようが、執行部は関知すべきものではありません。執行部の執行権に対して議会が

介在できないと同じであります。逆に、区長会より市長に要望が出ているようではありますが、これは全く議会に関係するものでなく、すなわち何の団体であろうとも、市長への要望は議会とは関係するものではありません。これと同じように、これまで私が今申し上げていることは、大方のことは見当がつくと思いますが、執行部におかれましては、今回の請願者に対して何らかの行動をとっていないか、そういうことであります。明確な回答を求めるものであります。

次に、新しい組織の具体的な中身についてお尋ねをいたします。

特に自治会長手当などの財政面についてでございますが、これは昨日の回答でもありました。平成21年度は平成20年度の実績に合わせて各自治会に補助金、19節として、前年の区長手当など80%を出すと明らかにされました。それでは、平成22年度はどうか。また、補助金の算定基準というものがどうなっているのかわかりません。今後、各自治会が予算を立てる際にその保証があるのかどうか不安な面が指摘をされています。

また、本来補助金というものは何らかの事業に対して支払うべきものではないでしょうか。自治会長手当と申しまして、各自治会が各自治会で、市が思っておる金額にならないことも出てくるのではなかろうかと思えます。仮に、例えば自治会長の手当を市が100万円と仮に見ましても、自治会の中で50万円というふうに自治会長手当がなれば、自治会で余った50万円は何に使うかは自治会の自由になる、つまり不明になるのでありますから、これはまさに補助金のばらまきになると指摘せざるを得ません。科目は補助金と昨日も言われました。補助金というものの見解と、今私が述べたような財政支給に係るものについて、その中身について何うものであります。

次に、第2点目の南保育所の民間委託についてお伺いいたします。

今回の民間委託について、保護者の方々との協議はどうなっているのかお伺いいたします。

都府楼保育所の民間委託の際、保護者からの指摘や、あるいは市の対応のまずさから、結局1年間延期した経緯があります。今回はどうなっているのか、その経過を伺うものであります。

次に、対応する労働組合との交渉はどうなっているのか。先日の全員協議会の中で説明は、この民間委託に関して、市は労働条件の変更には当たらないと説明をされておりました。ところが、昨日の藤井議員への回答では、労働条件の変更について副市長と交渉していると述べられました。一体いつ労働条件の変更となったのか、労働条件の変更ではないと言っていたのは認識の不足からなのか、変わった中身を問うものであります。

労働条件の変更であれば、労使が合意してから初めて議会に議案として上程されるべきであると思いますが、このことは私は数年前の地域給の導入の際にも指摘をしておりました。労使合意になっていないものを議会に上程した場合、労使対等という原則が崩れる危険性があるのではなかろうかというふうに思います。つまり議会で可決されたからという暗黙の圧力にならないかと危惧するものであります。経過と、今私が述べたことに対する所見をお伺いいたしま

す。

次に、保育所の保育士さんたちの今後の職場についてお伺いします。

現在の保育士さんの今後の職場について伺いますが、配置がえなどが発生すると思います  
が、いかがになるでしょうか。

また、民間になった場合、全員協議会の中での説明で引き継ぎ期間を設けると説明されましたが、所属はどこなのか、引き継ぎ期間はどうなったのか、引き継ぎの後はどうなったのかについてご見解をお伺いをするものであります。

さらに、都府楼保育所の経過と南保育所民間委託の整合性についてお伺いいたします。

このことについては、後で同僚の渡邊議員も質問事項になっておりますから重複は避けたい  
と思いますが、都府楼保育所の民間移譲の際に保護者や関係団体との約束事があったと思いま  
すが、その中身とその履行状況、あるいは都府楼保育所の民間移譲は当初の計画より1年間延  
期されましたが、この経緯が今回生かされていないのではないかと、どう理解しておられるのか  
お伺いをいたします。

最後に、太宰府西小学校付近の交差点の改良についてお伺いいたします。

太宰府西小学校入り口信号付近の車両停止線及び横断歩道の変更についてでございますが、  
これは平成19年の12月議会でも質問をいたしました。太宰府西小学校の一たん停止線と横断  
歩道の変更については、青葉台方面への時間帯における進入禁止をお願いをしておりましたけ  
れども、地元の意見などもあり困難であるということで、今回一たん停止線の移動と横断歩道  
の変更により、子供たちの通学時の安全確保のため、関係機関への働きかけを求めていきたく  
と思います。

また、長浦台変則五差路への信号機の設置につきましても、かなり長く要望が上がっていた  
と思いますが、いまだ強く関係機関に働きかけてほしいというふうに思います。

以上、数点について質問をいたしました。再質問については自席にて行わせていただきま  
す。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 村山議員のほうから区長制度の廃止に伴う諸問題についてご質問がございま  
した。

まず、経過についてでございますけれども、このことにつきましては、第四次総合計画後期  
基本計画におけますところの地域コミュニティづくり推進プロジェクトに基づきまして、内部  
検討を行いながら、昨年8月から9月にかけて部長会議におきまして審議を行い、そして  
10月1日の臨時庁議におきまして最終的な意思決定をしたところでございます。

次に、10月28日の区長協議会におきまして区長の皆様方にご提案を申し上げ、区長さんのほ  
うからは、新しい制度について理解も協力もするけれども、区住民に説明する時間が必要なの  
で、1年延期してほしいとのご意見がございましたので、弾力的に、平成21年度は基礎づくり  
から始め、平成22年度から組織づくりを図っていただくように修正を加えました。そのことに

よって現在に至っておるところでございます。

2月13日でございますけれども、区長協議会から、今後の方針に前向きに協力するに当たって6項目の要望書が提出をされまして、同月の16日に、今まで以上の支援などについてご回答を申し上げたところでございます。

2月13日の要望書でございますけれども、昨日もお話を申し上げましたけれども、6項目についてございました。1項目めが、校区自治協議会会長の選出については平成21年度をめぐり、平成22年度は各委員会を立ち上げながら地域課題解決に向けて活動を実施したいので、今まで以上の市の支援をお願いを申し上げたいというふうなことでございました。それに対しまして、2月16日に回答をいたしております。1点目でございますけれども、区長協議会でご説明をいたしましたとおり、平成21年4月1日を基準とし、平成21年度に基礎づくり、平成22年度から組織をスタートさせたいと考えております。市といたしましては、市民の皆様、ご意見を拝聴しながら、これまで以上に支援してまいりますと回答をいたしました。

このこと等については、先ほどもお話がございましたように、各行政区によって総会がまちまちでありますので、その1年間の猶予といいたしでしょうか、基礎づくりに充てると、そして平成22年度から組織を再スタートさせるというふうなことで考え方を修正したところでございます。これも明確に文書でもって回答をしておるところでございます。

2点目の校区コミュニティセンターの早期設置についてのお願いもございました。このこと等につきましても、地域校区コミュニティセンターについては私は必要と考えておりまして、今後具体的な整備方針を策定していきますというふうなことでご回答を申し上げました。

3点目でございますけれども、地域運営支援補助金の配分は校区自治協議会の組織化ができた次第実施していただきたいというふうなことでございました。校区自治協議会を設立していただいた後に、時期としては8月ごろに交付したいというふうな市の考え方を述べましたけれども、直近の区長協議会、区長会の中で再度このことが要望がございましたので、8月ごろ交付すると、校区自治協議会を通じてというふうにしておりましてけれども、平成21年度に限り、経過措置といたしまして、それぞれの行政区のありようがまちまちでありますので、平成21年の経過措置といたしまして、直接市のほうから行政区のほうにこの補助金等々については今年に限り配付をするというふうな回答を改めて行ったところでございます。

それから、4点目でございますけれども、全自治会長との市長との懇談会を、情報の交換の場を今後も設けていただきたいというふうな要望がございました。このことにつきましても、市といたしましては、やはり市長と全自治会長との意見交換の場を設定していく場は必要だろうというふうなことで、このことにつきましても、設定していく方向で検討を加えると、実施していきたいというふうにご検討いただいております。

それから、5点目でございますけれども、校区自治協議会運営に当たりましては、市職員の支援をお願いしたいというふうな要望がございました。この5点目の要望等についても、担当職員を位置づけを行い、可能な限り支援をしていくと、あくまでも後方支援をしていくという

ふうな回答をいたしております。

6点目等については、現在の区長協議会推薦の各種委員会の充て職が非常に多いと、必要最小限に絞り込んでほしいというふうな要望でございましたので、必要最小限に今後については行っていきたいと、このように回答をしたところでございます。

そういった内容が、2月16日に回答した内容でございます。

現在、規約の見直しでありますとか、あるいは予算編成、役員等への説明など、新しい制度に向けて取り組んでいただいている区も多数あります。完了しておる区もでございます。

次に、請願につきましては、1月10日の臨時区長協議会役員会におきまして、区長協議会としては請願をしないことが決定をされたと報告を受けておるところでございます。

次に、新しい制度の具体的中身についてでございますけれども、市広報2月号、3月号にも掲載しておりますけれども、今あります行政区の枠組みは変更せず、区会や町会などの組織をそのまま区自治会と位置づけ、そして従来の事業でありますとか、あるいは行事を行っていただくものでございます。区長さん方には、区自治会の代表といたしまして、対等の立場で市との協働を進めていただきたいと思っております。

市は、地域を支援していきますために、あるいは地域運営支援補助金を交付いたしまして、積極的にバックアップしていくことといたしております。このことの背景には、やはり幼児から高齢者までが住みなれた地域で安心して暮らせることができるような、そういった協働のまちづくり、あるいは地域力を高めるというふうなこと、それには、今こういった制度を将来に向かってやはり確立するというふうなことが私は必要だというふうに思っております。区長の皆さん方、いろいろなご意見あるいはご要望、ご意見はあるでしょう。しかしながら、まず発足し、走り始めるということも大事ではないでしょうか。今からの先を考えます場合については、私は勇気を持って、この区長制度等については、自治会のあり方については進んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 市長、市長の気持ちを聞いているわけじゃないんですよ。市長がね、今言われたのは、要望書に対する回答のような気がしたんですよ。僕は、冒頭演壇で言いましたように、要望書は区長協議会から市長さんに出されたことでありますから、議会が関知するものではありませんと言ったから、これは区長会の皆さん方で、市長さんが区長会の方々に回答されたり、今自分の方針を述べられたことは、どうぞ今後とも区長会の中でやってください。

私は、そのことは聞いていないんですよ。多くの区長さんたちから1年待ってくれと、いいですか、待ってくれと。そのために、市長が言うことについて理解はしますと、そういうコミュニティに移行ということはわかるけれども、いま少しこの中で整理をしたいから1年待ってくれという要望があったでしょうと。それでも、なおかつ4月1日にしなければならないとい

うのは、市長の言う“仁”のぬくもりだとか、市民の声を聞くとか、市政に反映するという施政方針演説とどうなのでしょうかとこのことを聞いただけで、私は何も区長会の会長さんが出された要望書の回答なんて求めていません。もう一回回答してください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 4月1日に基準を置き、そして1年を、何ていんでしょうか、準備期間として置き、組織化を図り、そして平成22年度から再スタートというふうなことでございまして。このことについては、区長協議会の中でお話をしておりますし、ここにおいでの方等についてもご承知だと思っております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 重ねてお伺いいたしますが、市長におかれては、今回の移行ですね、区長制度を廃止して新自治会に移行するための区長さんたちのご理解はできたというご認識でしょうか、再度お伺いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 認識の違いはそれぞれあるかと思いますが、大多数等については理解を得ておるといふふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） これは、考え方というか、見解の違いというふうに思いますが、私は、中身については理解はしたとしましても、もう一年はぜひとも準備期間として延ばしてくれという声が私の認識では大多数というふうに思います。

そこで、中身について少しお尋ねいたしますが、先ほどちょっと一例として申し上げましたが、区長の事務補助だとかという部分を校区から経由して渡すというものを直接自治会に平成21年度に限っては渡すというのは昨日もご回答でありました。で、例えば、そりゃ平成20年度の実績をもとに各区長さんたちに渡すと言われましたが、今度はそれを受け取った側の自治会ですね、自治会が、例えば冒頭、先ほど例えば例で言いましたが、100万円もらったと、事務手当と自治会長手当で。で、区の中で、そりゃ100万円は多過ぎると、自治会長、30万円にしてくれとか50万円にしてくれと言うたら、このお金はもう市に返さんでいいと思うんですよ、そしたら50万円余るでしょう。そのお金は自治会が使っているのかどうなのか、ちょっとそこを。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 平成21年度の交付額については、区長会の中で早い時期に知らせていただかないと、区のほうで予算化等の準備が要るのでということで、12月18日、19日の定例区長会議の中で全区長さんに平成21年度の交付額を内示をいたしております。

この地域運営支援補助金を創設しますそもそもの目的につきましては、従来区長を通じまして、区長業務としていろんな業務を、区、自治会の中でやっていただいております。いわゆる広報の配付活動あるいは各種委員の推薦あるいは調査物、そういうものを区、自治会の中で

活動しながら、区長を通じて出していただきました。当然区の中の要望というのも区会の中で話され、区長名で要望が出されていた経過もございます。今回、区長制度の見直しを行いますので、区長委嘱がなくなりますと区長の業務がなくなりますけども、従来から区の中で活動していただいた分については、これからも行政と一緒にやっていただきたい、については区長報酬相当額については交付ができないので、その分を各行政区のほうに地域運営支援補助金としてお渡しをします。で、これまでと同じように区の活動支援をやっていきたいので、ぜひご協力をお願いしたいということ、10月28日の区長会以降、お話をできております。そのことについては、区長会の中で何の異議もございませんでしたので、そのとおりに進んでいただくということで、補助金の交付規定についても整理をしながら進んでおります。

区の中でどのように使われるかについては、先ほど申しましたそういう区の活動支援としてお出しますので、例えば区の会長手当あるいは役員の手当あるいは新たな区の事業、今の事業の拡大、そういうものに各区の活動支援として交付しますので、ぜひ有効に活用していただきたいということをお話をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 区長さんは市の非常勤特別職として手当を出しているんですね、僕らと同じように、昨日も言ったと思いますが。これは、個人、区長さんの、例えば口座かなんか知らんけど、振り込まれていたんだろうというふうに思うんですよ、私たちが特別職としてもらうように。僕がさっき聞いたのは、今部長言われたように、補助金としてお金が来て、その、平成21年度ですよ、20%は校区自治協議会で引いて、80%程度お金は来ると。その部分で、これは換算で、この辺が自治会長手当ですよと来ても、自治会の中で、いや、それはもう少し、あなたは30万円にしてくれとか50万円にしてくれということはあるでしょうって、それを聞いているんですよ。あり得るならば、50万円だったら、100万円の目安でやっとなら50万円余るでしょうって。その分は副区長さんにやろうが、何に使おうが自治会の判断でいいんでしょうと聞いている、だからいいかどうかだけ答えてくれりゃいいんですよ。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） そのように有効に活用していただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 補助金というのはどういう位置づけですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 補助金は、市長が職務執行する中で、公共の福祉あるいは行政の有効な部分について補助を出すということで、当然一定の基準を定めながら交付するものであらうと思います。で、その予算化については、当然議会の中で予算審議をされながら承認をしていただくものと考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 何かの事業をする、こういう事業をする、こういう催し物をやる、そのために自治会としてこれぐらいお金が不足するから、これに対して補助金をお願いすると。何に使うかわからんお金をね、この財政が厳しいときに、自治会にやるということ、つまり基準、例えば区長さんには平等割と世帯割があるでしょう、そういう基準が。で、平成21年度は平成20年度の実績で渡すというけれども、平成22年度、平成23年度というのがわからんから、将来について予算が立てにくくなりやせんかというのも一つは心配としてあるんですね。だから、その補助金というものは、交付するに当たっては、基準というか、基礎というか、そういうものが明確になっていないといけないのではないかと。補助金というものは、何かをすることに対する補助として出すお金、19節ですからね、何に使ってもいいですよというようなお金をね、自治会にやるということは、これは問題がありやせんかというふうに僕は言っているわけですよ。どうですか。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 私以前財政をしておりましたので、地方自治法の中では、公益上必要なものについては財政補助ができるという考えのもとでございまして。今回は、自治会の制度に移行します。移行しますというと、何か非常に新しいものをつくるというふうに考えのようでございますけれども、今区長さんは自治会のほうから推薦されて、その方を区長として任命して、任命したら、市長が指揮監督してその人にあれこれさせるというような意味合いでございまして、今の時代にはそれはそぐわないんじゃないかなということで、従来の自治会の制度で、協働でこのまちづくりをしていこうという意味でございまして。

で、この自治会の運営については、それ相当のやはり支援をすることは大切だろうということでございまして、それに公益性があるということで注目いたしまして、補助金を出すということでございまして。ですから、ある一定の、何でも使ってもいいという形でなくて、交付基準の中には、こういうものに使ってほしい、ですから、今大ざっぱに言ってますが、有効に使ってほしいというのは、やはり公共の福祉のためになるような形で、皆さんそれぞれ自治会のほうで考えられて使ってほしいと、そういうメッセージを込めて補助として出すものでございまして。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 交付金というものは、当然公益的なものに対する交付をされるというのはわかりますよ、交付金というのはね。ただ、今言いよるの、任意の団体でしょう、自治会は。任意の団体です、自治会は。今回は特に、今もあるところは自治会あるけども、その使い道について、お金を渡すと。その使い道が公益か公益でないかというのは、市がその使い道を全部チェックするわけじゃないでしょう。もちろん破廉恥なことに使うということは思いませんが、思いませんが、この財政事情が厳しいときに、ずっと、補助金やら何やらずっとカットしてきているんですね、今まで。市は財政が厳しいというときに、基準が明確でないよう

な交付金というものを、補助金というものを渡すべきではないのではないかと。厳密に、だから区長さんたちには世帯割と平等割という、そういう根拠で渡しているわけだから、これは平成21年度は平成20年度の実績ですから渡しますよと言っても、言ってもですよ、じゃあもう、さっき言ったように50万円ためようと、ずっとためていくということだって、次の何かの事業のときにということであれば、そんなお金がたまるなら、もう来年からは半額にしますよということも当然発生してくるでしょう。そういうのがあるから、私は、明確に補助金を出すならば、その算定基準あるいは裏づけられた根拠というものを出していかないといけないというふうに言っているわけです。

余り時間がないから、こればっかしかかわっとくわけにはいけないんですが、ちょっと市長さんの施政方針演説とどうもやっていることが違うような気がするんですが、2番目に言いました、今回請願が出てますね、請願が。これは、僕は先ほど申し上げたように、要望書、いろんな団体から市長に陳情だとか要望が出ますね、執行部に対してですよ。で、これは、この要望書はどうだこうだというのは議会が関知することやないでしょう。要望書、団体が、例えば婦人会だとか、PTAだとか、いろんな団体から市長さんに要望が出ます。これについては議会が関知するところじゃないことはもう言うまでもないです。請願は、専ら議会に出されて、議会で議論するわけです。審議し、可とする、否とするというのは議会の問題です。今回二十数名出されましたけれども、これに対して執行部は何か動いてません、請願者に対して。どうですか。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 私どもとしては、たしか1月に区長の役員会、臨時役員会がございまして、会長から、請願の動きがあったけれども、今回は市長のほうの意向に沿った形で協議を、協力をしていきたいと思いますという報告を受けておりました。そして、間もなくしますと、請願が出たというお話でございまして、我々役員さんとの話の中ではスムーズにいつているというふうな認識で持っておりましたけれども、それが違うような形で、もちろん請願ですから、請願を侵すことできませんが、どういう形で請願が出たのかなと、また区長会が2月にございまして、その説明も十分できてなかったのかなと、今まで。だから、どこにどういう問題があるのかなということ、二、三人、どういうことでこういう請願が上がってきたのかということをお話したことはございます。決して請願をするなとか、取り消せとか、そういう形ではございませんで、情報の収集はしたことはございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 余り言いませんがね、どういう経過で請願を出そうと、区長協議会で出されようと思われまいと、それは区長協議会の判断です。で、そういう情報が執行部のほうに入ったとしても、出さないととなつたのに有志の方々が請願が出されたというのは、情報として収集することについてまでは言わないけれども、二十数名の区長さんたちが連名されておる人たちに対して何らかの圧力をかけておるのではないかとというのが私の言うことでありま

す。これはね、常々市長が言っておられます、「天知る、地知る、おのれ知る」ということを言っておられますから、執行部の思い当たる方についてはですね、こんなことは絶対やってはいけないということをごすね、申し述べておきます。もういいかげんな話を議会の本会議で言っているわけではありませんからですね、こういうことは厳に慎んでほしい、このことをはっきり申し上げときます。いわんや、車でどうだこうだという話も耳にしておりますが、請願は議会の問題であります。執行部の問題ではありません。私どもが、先ほどいいましたように、執行権に介入できないのと同じでありますから、ここはちゃんと執行部の領域、議会の領域はしっかり踏まえておいていただきたい、そう苦言を申し上げたいというふうに思います。

それから、少し時間ありませんけども、一、二。自治会長というのは非常勤の特別公務員じゃないので、守秘義務が発生するのかなどなのかが1点ですね。

それから、何ていいますか、校区自治協議会、昨日もお尋ねしたんですけども、校区自治協議会に出る、当初は6名、今6名ですか、連合会というのは、連合会の6名の人たちが、6校区ですからね、6名の理事というんですか、どういう、名称はちょっとわかりませんが、6名の方たちあるいはそのトップになる方、理事長というのか、この部分、あるいは6名の方々は、いわゆる従来の区長さんたちに出しておった非常勤特別公務員と同じ扱いになるのかなど、これをちょっとお聞きしておきたいと。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 自治会長の守秘義務の件ですけども、自治会そのものに何か守秘義務の規定があれば、それはその自治会の中での守秘義務が発生する分はあるだろうと思います。公的なものについては、その質問ですけども、先ほど言われましたように、区長については、区長業務として委嘱した分については当然守秘義務が発生する分については発生があったらと思うと思います。

それから、校区自治協議会の会長さんに、いわゆる各44行政区の自治会長さんに校区に集まってもらいながら、それぞれの校区で代表者を互選していただく、会長さんですけども、その方々を自治協議会連合会という形で市長が委嘱をするということで昨日もご報告をいたしました。これについては、市長の委嘱行為になりますから、身分的に非常勤特別公務員という身分になるという思いはあります。ただ、その業務については、今までの区長業務ではございませんので、いわゆる各校区での取り組み状況がどうなのかという委員さん同士の情報交換あるいは市長とそういう協議をするという分ですので、そこにどのような守秘義務が発生するかというのは、もうちょっと整理しないと、この場では回答できないだろうと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） この場で回答できないで、4月1日に間に合うのかという心配もしますがね。じゃあ、委嘱される。報酬は出るんですか、出ないんですか、その部分に対して。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 報酬を支払う予定にしております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 昨日の私の質問の中で、自治会長さんが校区の自治会の役員になると。これが6人できると。そしたら、連合会の会長さんもどっかの自治会長さんという前提ですね。そしたら、自治会長さんとしての手当をもらって、市からの委嘱をもらって報酬ももらうと、こういうふうに理解していいんですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） それぞれの役割の中で役割に見合う費用弁償なり手当なり、あるいは自治協議会連合会で市長が委嘱する部分については、その業務の中で当然費用弁償なり報酬は支払うべきものだろうと思っております。ただ現在、もうこれ新たにというよりも、今それぞれの小学校区で、この間、議会でも報告をしますように、それぞれ準備会が設立されてまして、あるいは防犯委員あたりの活動もされてます。その中では、今現在そういう仕組みを持っておりませんので、ボランティアという形で出ていただいておりますので、やはりそういう制度設計をきちっとやりたいという思いはございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） どうもすっきりしません。自治会長さんが上がってきて、そこで校区自治協議会をつくる、そして連合会をつくる。で、6名の方たちには市長が委嘱するというのは、非常勤の特別公務員となって報酬を渡す。ところが、自治会長さんは、自治会長として、市から別に校区を通じてお金がおりてくると、こういうことになれば、二重の支給になりはしないかということで、非常におかしいなという感じがします。まだ、担当部長も明確に答えがまだ今日ではできていないというふうに言われましたので、そういう意味では、まだ執行部においても整理がされていないと、明確な方針が出てないのじゃないかという意味では、私は多くの方たちのご意見にあるように、本件につきましてはぜひとも1年間程度の延期をし、そしてお互い、44行政区の区長さん、自治会長さんが理解をしてスタートをしていくという基礎づくりをこの1年間して、基準日も含めて平成22年4月から実施することが望ましいということを申し述べて、この項について終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

2項目め、市長。

○市長（井上保廣） 今回の南保育所の民間委託につきましては、昭和63年策定の第1次行政改革大綱、その後におけますところの行革大綱の推進項目でもあります。また、最少の経費で最大

の効果を上げますことは行政の責務でもございます。このことは子育て支援につきましても例外ではございませんで、従来から行っております在宅児の広場事業でありますとか、あるいは母子支援、あるいは相談体制など、子育て支援の充実をさらに図りますために人材確保の必要性が出てまいったところでございます。さらには、4月から予定しております乳児家庭訪問、いわゆる生後4カ月までの乳児がいる家庭への全戸訪問事業でありますとか、あるいは特に支援を必要といたします児童あるいは保護者への訪問事業など、児童福祉法の改正に伴いまして、支援体制の充実を図る必要性が出てまいったことにもよります。

これらのことから、今般南保育所の保育業務につきまして、民間に委託を行うものでございます。こうしたことから、保護者の多種多様な保育ニーズや、あるいは在宅で養育をしておられます保護者への対応をこのことによって図ってまいりたいと考えておる次第でございます。

なお、今回の南保育所の民間委託につきましては、開放保育所としての事業目的、設置目的でありますとか、あるいは意義などを今後とも堅持いたしますために、保育所の保育業務につきまして民間に委託いたします公設民営による方法で今後の保育所運営を行うものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長のほうから答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の保護者会との合意、3点目の保育士の今後の職場について及び4点目の都府楼保育所の経過と南保育所民間委託の整合性についてご回答を申し上げます。

1点目の保護者会との合意につきましては、昨年10月17日の1回目の保護者説明会から5回の説明会を開催をしまして、ご理解をいただいたと考えております。

3点目の保育士の今後の職場につきましては、現在職員組合と協議中でございますが、保護者の負担や児童への影響を最小限とするため、所長及び保育士3名を子育て支援課付とし、子育て支援課長の命を受けて、南保育所の引き継ぎに1年を限度として従事をさせます。

次に、現在嘱託、臨時保育士で対応しています部分の解消を図るために、五条保育所に3名、子育て支援センターに、在宅児等の支援、家庭支援、母子支援などの充実を図るために2名、保育士のスキルアップなどを目的に市の交流研修として2名、合計11名を異動させる予定としております。

次に、4点目の都府楼保育所の経過と南保育所民間委託の整合性についてでございますが、現在の都府楼保育所の運営につきましては、日常保育は支障なく運営されているものと思っております。しかし、都府楼保育所の管理運営のすべてを民間に移譲し、民間移譲時の応募条件であり、積極的に進めるとありました一時保育や休日保育、保育の継承などが法人の事情で必ずしも行われていない状況がありました。今回の南保育所は、保育所の管理運営等すべてを民間に移譲する民間移譲ではなく、保育所の保育業務の部分について民間に委託する、いわゆる

公設民営で南保育所の運営を行うものでございます。このことで、今までの南保育所の開放保育所としての保育目標や保育方針などを保ちながら運営を行うことといたしております。委託後、関係者によります協議会を設置し、定期的に開催することで、現在の南保育所の保育内容が継承できますよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 2点目について回答させていただきます。

これまで職員組合との部長交渉あるいは副市長交渉を行ってまいりました。議会全員協議会後の3月2日には、職員組合の上部団体のメンバー3名を加えまして交渉を行い、保育所の業務を民間委託するかどうかは管理運営事項であること、勤務労働条件は労働環境全般に及ぶものであることで当局と職員組合とで確認をいたしまして、互いに合意に向け、精力的に協議していくことでその日の交渉を終了いたしております。

その後、職員組合からの引き継ぎ等に関する具体的課題が出されておまして、そのことについての解決策を話し合うなど、合意に向けまして、現在努力中でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 保育士さんたちの配置等々につきましては、関係組合とも協議をされているようでありますので、これはこの推移を見定めていこうというふうに思いますが、時間も余りありませんので、あと中身については推移を見守っていきたいというふうに思っておりますが。

この間の全協では、たしか労働条件の変更じゃないというふうに説明があったと思うんですね。今回、昨日の藤井議員に対しては労働条件の変更であるから市長を初め交渉しておるということですから、これ冒頭申し上げましたように、やはり労使間で合意をして、そして私はやっぱり議会に上程するべきじゃなかろうかと。市長、先ほど答弁の中でも、行革の答申は、これは議会でも行革自体答申を認めてきております。だから、それに沿った形の一環として、民間委託は学校給食も含めてされているというふうに思いますが、であるならば、4月1日へ向けて、もっと事前に、前広に、例えばこの労働条件の問題だとかというものを交渉を事前にしていけば、ぎりぎりになってするということもないんじゃないかというふうに思いますので、これ労使については紳士的に、近代的労使関係という意味では、お互い胸襟を開いて、前広にですね、労働条件の変更ということで交渉を精力的に行って、合意形成ができるように、労使ともに誠意を持って交渉していただきたいというふうに思っております。できるだけ今後合意されるように、その中で議会には諮っていただきたいというふうに思います。

本件につきましては、渡邊議員に中身については引き続き質問をしていただきたいというふうに思いますので、この項については終わらせていただきます。

最後の件について、担当部長からのご回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 太宰府西小学校付近の交差点の改良等につきましてお答え申し上げます。

1点目の太宰府西小学校入り口信号付近の車両の停止線及び横断歩道の位置の変更についてでございますが、この分につきましては、先日も筑紫野警察署にも、この状況が今はどうなつとるかということについても確認をいたしております。その中で、この停止線、横断歩道、位置を変更することについては、地元の方々の協力が必要になる部分があるというようなことで提案をされております。そういうようなことから、再度地元の区長さんを通じましてですね、その状況を説明していきたい。

それからまた、もう一点の、長浦台の変則五差路、長浦台1号公園横の交差点になっております。ここにつきましては、バス路線、青葉台から長浦台に通じます路線ということで、両地区の幹線道路というふうになっておりまして、ここは変則の五差路になっております。この五差路への信号機の設置につきましても、筑紫野警察署とも協議をいたしておりますが、ここにつきましても、一部の道路の通行の状況、変更が必要になる場合も出てくるというようなことも筑紫野警察署のほうから、さきの交差点と同じように、そういうふうな提案がされております。それにつきましても、地元の協力がまた両方とも要るというようなことでございますので、あわせて両地区の区長さん方と、地元のほうともよく協議をして、それが可能かどうか検討しながら、再度筑紫野警察署と検討していきたいというふうに今現在進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 1号公園の近くの変則五差路につきましては、もう随分長くお願いをしてきていることでありまして、特にバスも通りますしですね、朝晩の車の台数も最近増えておりますので、ぜひ地元の区長さんたちとも協議していただいて、できるだけ早く信号機の設置もお願いをしていただくように、引き続きご努力をお願いをしておきたい。

それから、小学校からの停止線の移動、それから横断歩道につきましても、これ過日青葉台と長浦台の区長さんのほうからも合同で要望書が市のほうに上がってきているというふうに思います。で、一方通行は、どうしても青葉台のほうはなかなかご理解していただけなくて、一方通行はやむを得んということで、停止線、あれが今申し上げているところに来ますと、大佐野から上がってきて青葉台に行く部分が子供たちの横断歩道を突っ切らなくていいということで、子供の登校の安全性も確保できるということから、そのような要望が青葉台、長浦台の区長さんから出ているというふうに思いますので、地元の方々のご意見もしんしゃくされまして、ご意見が通るように、関係機関に引き続きご努力をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております高齢者の福祉サービスについて質問いたします。

まず、高齢者福祉事業の運営に日々ご尽力されていることに対して感謝申し上げます。

市長の施政方針に、高齢者の福祉の充実というのがあります。

1点目は、平成19年度決算の老人福祉費3款1項2目の在宅老人対策費の緊急通報システム委託料と給食サービス事業委託料についてであります。

この緊急通報システムの利用対象者及び設置件数などの状況を説明してください。

また、この緊急通報システムは、介護予防型のペンダントと送信機通報装置本体の2つを現在お使いの電話につなげて利用をします。自宅での急な発作や事故などとっさのときに、ボタンを押すだけで自動的に通報し、助けを求めることができます。

また、このシステムと同じ役目をする火災警報器は火災発生をいち早く知らせるためのものです。この火災警報器は、家の中に素早く知らせるものですが、火災が発生すると、自動的に直接緊急通報システムにつながる装置や火災発生を戸外や周りに伝達する仕組みの装置がありますか。将来的に避難をサポートできるシステムの可能性があるかお尋ねします。

筑紫野太宰府消防組合消防本部の消防広報「警鐘」65にも記載されていましたが、死傷者ゼロを目指して住宅用火災警報器の設置をお願いする広報紙や住宅用火災警報器普及促進活動で、本市でも広報紙や消防団によって広報活動をされています。その中に、筑紫野市及び太宰府市の住民を無作為に抽出して実施したアンケート調査の結果が報告されておりました。「住宅用火災警報器を知っていますか」に対して、「知っている」65%、「知らない」35%、「設置していますか」に対しては、「設置済み」15.9%、「未設置」84.1%です。認知度が低い結果になっております。

また、総務省消防庁によると、建物火災による死者は、住宅火災で約9割、2007年には1,148人、放火自殺者を除くその約6割を65歳以上の高齢者が占めています。その理由として、夜間に就寝中で出火に気がつかないなど、逃げ遅れが最も多い死亡原因で、60.7%を占めております。この数からでもわかるように、平成16年の消防法改正により、火災警報器設置が平成21年5月31日までの義務になりました。

私は、平成20年3月に一般質問をさせていただきました。平成17年に日常生活給付事業の火災警報器が廃止になったことです。廃止になった理由は、平成13年度から平成17年度までに3件の利用件数しかなかったこと、介護保険法改正の国庫補助金対象外になったために廃止されましたとご答弁でした。私は、国庫補助金対象外であろうが、なかろうが、この事業は支援してほしいと考えますが、いかがでしょうか。

参考までに、福岡市では、日常生活用具として火災警報器が保険外サービスとして支援されています。住宅用火災警報器設置も、平成16年の消防法改正により、平成21年5月31日までの義務づけになっています。高齢者の安心・安全のための対策としてこの緊急通報システムが設

置されている対象者宅に火災警報器が設置されているか調査をしていただき、設置されてなければ設置の要望を提案しますが、いかがでしょうか。

次に、給食サービス事業であります。

平成21年度予算には委託料がなくなり、給食発送手数料だけになっています。どのような形で給食サービスを実施されるのか、その内容についてご説明をください。

2点目は、介護保険サービス外の高齢者福祉サービスです。

太宰府市の市民べんり帳に、介護保険サービス外の高齢者が利用できる紙おむつ給付、すみよか事業、給食サービス、緊急通報サービス、徘徊高齢者等家族支援サービスがあります。この事業は、要介護認定の人や介護サービスを利用していない高齢者も利用できるという事業と認識していますが、よろしいでしょうか。

また、おひとり暮らしの高齢者の方に緊急事態が発生した場合に、助けを求める連絡方法がありますでしょうか。介護保険を使っていない元気な高齢者に対し、継続して元気で暮らせるための介護予防事業として対策があればお尋ねいたします。

以上、1項目2点について、積極的に実効性のある答弁をお願いします。

再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 高齢者福祉サービスについてお尋ねでございます。回答を申し上げたいと思います。

高齢者の皆様方がいつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるように、高齢者福祉サービスを行っております。

その中に、今回ご質問いただきました緊急通報装置給付事業でありますとか、あるいは給食サービス事業等がございます。これは、主におひとり暮らしの高齢者を対象としたサービスでございます。また、介護保険をご利用されていないお元気な高齢者の方に対する介護予防事業といたしましては、いろいろな教室や相談事業を実施しております。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に答弁させます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の緊急通報装置給付事業につきましてご説明いたします。

1月末現在の利用者は264件でございます。この事業は、装置の設置時に、介護保険料の段階に応じてご本人に機械の代金をご負担いただき、毎月の使用料を市が負担しているものでございます。機械代金は、負担額のかからない方から5万5,650円まで4段階になっており、毎月の使用料は、1件につき1,995円となっております。

安全センターへのボタンを押すという利用状況のうち緊急を要するものは毎月1件から2件程度で、それ以外はうっかり押しやちょっとした相談などとなっております。

また、安全センターのほうから登録者に月2回程度の状況の伺い電話をかけ、利用者がいつでも気兼ねなくボタンを押せるようコミュニケーションを図っております。

また、現在販売されている住宅用火災警報器は、電気工事が必要なものと普及を目的とする安価な乾電池式のものがありますが、緊急通報システムと連動する装置については、今後検討していきたいと考えております。

火災警報器を日常生活用具として給付していますのは、ご質問の中にありました福岡市のほか、筑紫地区で実施しているのは大野城市のみで、他の2市1町は、本市と同じく、利用件数がほとんどなく、また県の補助がなくなったため、廃止している状況でございます。

続きまして、給食サービスについてご説明を申し上げます。

平成20年度現在は、社会福祉協議会が安否確認をかねて配達員による手渡し配達を行っております。一月当たり140世帯の利用で3,100食、1食当たり640円程度の経費がかかっております。ご本人の負担額は、1食につき450円となっております。

平成21年度からは、これまでのサービスを継続しつつ、調理と配達を1業者に依頼する方向で経費節減を検討しているところでございます。利用者の負担額を当面は変更することなく、事務の軽減もあわせて図ることといたしております。

続きまして、2点目の介護保険外の高齢者福祉サービスについてご説明申し上げます。

所得額や条件に応じて受けられるサービスに、紙おむつ給付サービスや住宅改造工事費の助成がございます。紙おむつ給付サービスは、寝たきりまたは認知症高齢者でおむつが必要な方に、介護保険の所得段階に応じて一定の金額を給付するものです。また、すみよか事業は、在宅の高齢者や身体障害者等の住宅改造費を、非課税世帯に対して30万円を限度として助成するものです。そのほかに、徘徊高齢者を支える家族のための位置探知システムなどがあります。

介護保険を利用されていないお元気な高齢者へは、介護予防地域支援事業を実施いたしております。自治会からの要請による地域公民館での出前健康教室などを行っております。また、要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にある高齢者を対象としました栄養指導、口腔指導、運動指導のための介護予防教室も15コースで年2回実施をいたしております。予約や申し込みが必要なものもございますが、参加費は無料となっておりますので、お気軽にご参加いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今のご答弁の中に、火災警報器が緊急通報システムに連動する装置を今後検討していただけるということで、心からうれしく思っております。ぜひ、この警報器が緊急通報システムに連動するということは、利用者が一々ボタンを押さなくても、自動的に安全センターのほうにつながるということで、意味にしてみれば、もう本当に早急に安全センターに通報できるということについては、この警報器、緊急通報システムが生きるものと考えておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

それと、利用者の設置件数などは、264件ということで説明がありましたけれども、この利用対象者というのは、この今のご答弁では対象者についてはご答弁がなかったんですけれど

も、要介護認定を受けられた方のみしか受けられないのかということによろしいですかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 要介護認定の方と要支援認定の方でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） この認定者の中には認知症の方は含まれているかどうかお聞きしたい
と思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 含まれております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 認知症の方にとっては、この機材があることすら、やはり今のことが
わからないのが認知症の方だと思います。また、体がですね、すぐに動かないのが高齢者、寝
たっきりとかを防ぐ緊急通報システムだと思いますので、ぜひ前向きに、この緊急通報システ
ムの内容をもう一度考えていただいて、高齢者による逃げ遅れ、私先ほども65%の方が、全国
平均で逃げ遅れの方がいらっしゃるということを言いましたけれども、この逃げ遅れの方、太
宰府市では何か対策を考えておられますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 高齢者の火災時の逃げ遅れについて何か対策を考えておるかとい
う
ご質問でございますが、今のところ具体的に考えてはおりません。特に地域との連携が必要で
はないかと考えております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 火災警報器が作動することで緊急通報システムにつながるというこ
は、早い通報と救命率につながると思っております。それと、火災警報器も、今は部屋だけし
か、部屋でしかわかることができませんけれども、これが玄関の外や屋外に光やベルのような
もので知らせる火災報知機ができています。それを線をつなぐだけで、そのベルと
か、そういうふうな電気で知らせるものを外に置くだけでも、アパートとかマンション、共同
住宅のあるところでは、近所の人逃げ遅れが防げると思うんですよ。それで二次災害も防げ
るのではないかと考えておりますので、この警報器自体も含めまして、外につながる、線をつ
ないで外にベルとか光とかで、センサーでつながるようなものを、地元の業者とのタイアップ
をしていただいて、見直しをしていただいて、太宰府市からそういうふうな発想とか、利用
を、妙案とかを出してもらって、県のほうに補助をしていただけるようによろしくお願いた
いと思っております。

それで、あつてはいけないことなんですけれども、太宰府市でそういうふうな緊急通報シ
テムによって、火災警報器によって命が助かったというような報道があると、またこのつけた
意味がまた増してくるのではないかと考えておりますので、火災警報器の日常生活の給付につ
いては、先ほど廃止されたということですが、もう一度そこは考えていただきたいと思っ

ております。

それと、私は、その義務づけが平成21年5月31日までに設けてあるだけだと思うんですよ。義務づけというのと支援とは別の意味だと私は解釈したいと思います。それで、先ほど太宰府市の配慮として、義務の継続をしていただいた、支援をしていただいたことに対して、安全・安心のまちの、安全・安心のまちという言葉が生きてくるものだと私は思っております。

それで、ひとり暮らしの方の火災警報器を設置されているかどうかの調査をしていただきたいということで、私先ほど言わせていただいたんですけども、それに対しての調査はしていただけるものか、していただけないということか、ちょっと返事をいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 先ほどの火災警報器の屋外でわかる照明かなんか、発光できるようなもの、またベルにつなげないか、線をつなぐだけでどうか、センサーでどうかなどというお話がございましたが、こういった火災警報器、それ自体に関することは、これは消防行政の分野ではないか、私ども高齢者福祉の分野ではないような気がいたしますので、そちらのほうにまたご要望等をお願いしたいと考えております。

ひとり暮らしの方の火災警報器を設置されているか調査したかということでございますが、今のところ把握はしていない状況でございます。女性消防団員の皆さんが高齢者宅を訪問されて、お話しなんか、注意事項なんか話し合いをされておりますけれども、そういったあらゆる角度から把握できる方法を検討してまいりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ありがとうございます。また、その件につきましては、別の機会に質問させていただきたいと思います。

次に、給食サービスです。このサービスは、利用者が安心して暮らせる一つの事業としてつくられたものだと私は認識しておりますけれども、今回の予算書には、給食配達手数料だけの225万円で給食サービス事業委託の調理業務として中屋フーズ株式会社に委託されていたと思います。また、配達業務としては、太宰府市社会福祉協議議会に委託がされておられました。この給食配達手数料を1業者だけに依頼する方向で経費削減を検討していくという先ほどの答弁なんですけれども、1業者に今までの調理業務と配食業務を一緒にするということですかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1業者という、最終的には1業者になるわけでございますが、5業者から提案方式で市の仕様書に基づいて提案をしていただいた中から、価格、安否の確認、配食の日時等を審査をした結果ですね、中屋フーズ株式会社に決定したものでございまして、最初からある業者がおって、そこに話を持っていったということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） そしたら、今入札みたいな、配達業者の入札という、選定については
どういうふうにされましたでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 提案方式でございまして、市が、私どものほうで仕様書をつくりま
して、その仕様書の中身は、価格はどうか、安否確認はできるのか、配食の日時はいつするの
か、そういった仕様書をつくりまして、5業者に提示しまして、入札を行ったということでご
ざいます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） わかりました。利用者に対してですね、気を配る見守り支援をこれか
らも続けていっていただきたいと思っております。

それから次に、2点目の介護保険サービス外の件について質問させていただきます。

今先ほど言われた分は、すみよか事業、紙おむつ給付、それと徘徊高齢者家族支援サービ
スの3つだけしかお答えになってなかったんですけど、そのほかに緊急サービスというのと給食
サービスというのがサービス外のサービスとして利用されると思いますけれども、この緊急通
報サービスはどういうふうに申し込みを窓口に行けばいいか、ちょっとそこを教えて
ください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 緊急通報サービスの申込方法でございまして、地域包括支援センタ
ーのほうに申し込んでいただきまして、地域包括支援センターの職員が申込者宅を訪問をしま
して、必要な書類を作成することとなっております。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） そのときの費用は幾らぐらいになって、負担はどういうふうになって
いるかお願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 介護保険の所得段階によりまして、現在は6段階で費用の区分をい
たしております。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 私、太宰府市のべんり帳で、そういう高齢者支援として、介護保険サ
ービス以外の高齢者福祉サービスというところを見させていただいたんですけども、窓口
に、ちょっとこれは市内の60世帯のマンションにお住まいの人からちょっと相談があったん
ですけども、太宰府市に長年2人で住んでおられまして、ご主人が7年前に他界されておられ
ます。それで、この方が1人で今住んでおられてですね、そのマンションには管理人というの
が、9時から17時まで管理人が対応できるようになっておりますけれども、しかし17時から9
時までの間に1人でいることが物すごく不安になられて、高齢者支援課のほうに相談に行かれ
たそうです。そしたら、窓口でですね、その場で、今までそのような相談ケース等がないの

で、ちょっとこちらのほうでは返答できませんので、地域包括支援センターのほうに行かれてくださいということで、地域包括支援センターのほうに行かれたそうです。ただ、その地域包括支援センターのほうに行かれても同じようなことを言われたという方がちょっと私のほうに相談をされたので、こういうふうな介護サービス外のサービスが受けられるものと私は思っていましたので、それ、おかしいですねと言いました。それで、その方が、今部長さんが言われたように、地域包括支援センターのほうからそういうふうに、こんなふうで使えるんですよということをなぜ言われなかったのがちょっと私はわからないんですよ。今ここで部長にそんなふうにしてもそのことはわからないと思いますけど、そんなことがございました。

それで、このマンションに住まれている方はですね、やっぱり自分は1人で暮らしたいと、今からでも1人で暮らしたいと。息子は東京にいるんだけど、やはり違う町、住みなれてない町には行く気持ちはないと。もう75歳以上になっておられますので、今後許す限りですね、このマンション等に住みたいと。非常時のときにですね、連絡、安全等の案があったら教えてくださいということですね、今この自治理事会のほう、マンションの自治会のほうに相談をされているんですよ。で、この相談をされた自治会の返答は、本当にそういうふうに審議会というのを設けられて、9時から17時までには管理人と同じ携帯を持って、ベルで知らせるようにしましょうかねという、9時から17時までには見守りができるわけです、ここの自治会マンションでは。でも、17時から朝の、管理人さんが来る朝の9時までにはもうだれもいらっしやらないんですよ。高齢者のひとり暮らしが、1人で住んで、夜寝るときに、何かこういうな緊急通報サービスみたいなものがあつたら安心して寝られるのになというその気持ちを、私は、窓口に行かれたり地域包括支援センターに行かれたときにその言葉がなかったことに私は残念だったんです。今日はそれを言いたかったんですよ。それで、朝の9時から17時までには携帯電話をお互いに持とうかということなんなんですけども、これもやはりお金がかかることなんです、利用者にとってみても、その自治会の中においてもですね。だから、その費用をどこから出すかなという、やっぱりそういうふうな問題にかかってくると思うんですよ。それで、今度その自治会でも、もう難問のことが、やっぱりひとり暮らしの独居老人に対してこういうふうな問題が出ているわけですね。

それで、市長が先ほども言われたように、ひとり暮らしの高齢者サービスと窓口も一緒にしていきたいということを言われてますので、4月1日から、今これが私が果たして言うべきかどうかわかりませんが、4月1日からの区長制度が自治会制度に変わっていきます。そして、この自治会制度の役割、この自治会制度、マンションも自治会という組織があるんだけど、自治会組織とは認められてない、そういうふうな問題とかが、やはりこういうふうな高齢者を対象とした悩みとかそういう問題が結局今度数多く出てくるに違いないと思っております。だから、弱者とか高齢者、地域で安心して生活ができるように支援できるのかが、もう私は今心配でございます、そういった面から。

それで、地域包括支援センターも直営に変わっていきます。それで、地域包括支援センター

の時間も、今までの民間とは違って、開館時間も8時半から17時までということになります。その時間の問題に対しても、結局相談に行く時間が、昼間働きに行かされている家族とか、本人もなただけ、しっかりしている本人だったら相談に行くと思います。それが夜の17時からもうあいてないんですよ、今までみたいにサービスがないんですよ。土曜日、日曜日、祭日も休みなんです。そういうふうな時間のこととかも考えるとですね、やはり各関係機関の連携というのがやっぱり一番大事なことだと思いますので、そういうふうなことも含めて、私先ほど一つの例を出しましたけれども、そういうふうにして、ひとり暮らしの方がどういうふうな形で生活を、太宰府市で住んでいきたいという、一人でもおられるということのですね、住民の気持ちをわかってほしいと、今ここで私は言いたいと思います。

それと、最後になりましたけれども、介護保険を利用されていない元気な高齢者の介護予防地域支援を実施されて、先ほど幾つも言われました。これは、果たして市役所とかそういうふうなところ、公民館とかそういうふうなところに行ってから支援されるものであって、やはり参加型というか、そういうふうな事業だと思うんですよ。そのほかにですね、毎日高齢者等がですね、自発的に健康でですね、従事していただくという意味から、健康維持賞というんですかね、昔健康優良児とかという賞があったと思うんですけども、そういうふうな健康を維持してこられた高齢者に対してですね、1枚でもいいです、はがきを出していただけるということではできませんでしょうか。1年間介護保険も使わなくて、よく健康でいられたねというはがき1枚で結構だと思うんです。高齢者にとってみれば、そういうふうな1枚のはがきがどれだけのと思いますので、はがき一枚でも送っていただきたいと提案するものでございます。

それとですね、欲を言えばですね、バスカードとかタクシー券の補助金とかのサービスもされると、まだまだ生きがいを持って介護保険を使わなくてもできるような高齢者がたくさん太宰府市に増えるんじゃないかなろうかと思っております。

それと、これちょっと例えばですね、太宰府市には遊歩道がたくさんあると思うんですよ。遊歩道の中でも、太宰府市の岩屋城によく登ってある方がよく目を私するときがございまして、その方に、何かやっぱり上までただ登るだけじゃなくて、岩屋城の上のほうにポスト、ほこらみたいのをつくっていただいて、それに小さなスタンプ台を設けていただいて、それを登ったら1回自分で押す、名刺サイズで結構ですので、そういうふうなものを置いていただければ、それに印鑑を押す楽しみが増えて、毎日の散歩も、元気だから山に登れるんだ、そういうふうな外に出かけられるんだという達成感や目的になると思いますので、介護保険を使われない方が一人でも多くなることを願って、今を大事に、今以上に悪くならないために、いつしか支援が必要なきが来ると思います、それで安心して自立して暮らせる高齢者が増えることを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って、1項目3点についてお伺いいたします。

まず、第1点目は、12月議会においてお伺いしておりました都府楼保育所の民間移譲の際、皆さん大変お忙しい中、保護者と移譲先、行政の3者で1年という時間をかけて移譲の条件について話し合いをされました。その条件について、現在どのような状況になっているのかご説明をお願いいたします。

今回この質問を行うのは、今年4月から民間に委託される南保育所について、解放保育所という位置づけを守るということや、保護者が要望する保育内容が実際に守られていくのか、都府楼保育所では1年間かけて移譲の条件整備を行った経緯があるため、それを検証することによって、行政が約束したことをどのように履行しているのか明らかにするためです。

次の2点目は、その南保育所の民間委託についてお伺いします。

まず、財政の面についてですが、市長は施政方針で、財政を立て直すためにも民間委託を推進するとおっしゃっていましたが、市の職員である保育士の方の人数が減少するわけではなく、委託先は年間8,000万円以上の委託料で新たに保育士を雇用することになります。市の保育士の多くは10年、20年という経験を持っておられるわけですから、人材を有効に使うという視点からも、私は今の保育士の方の一部が定年を迎えられるのを待って民間委託に踏み切ることのほうが、保護者にとっても、市の財政にとっても有効な方法と考えます。

今回、引き継ぎのために、所長以下4名の職員を残されるということでしたが、満額の保育に対する委託料を支払った上に4名分の給料を市は保育所のためだけに使うことになります。高齢者のための地域包括支援センターでは、引き継ぎ期間は実質1カ月程度しかありませんが、南保育所ではどれくらいの時間をかけて引き継ぎをされるのか、引き継ぎの業務内容とその期間をお示しくください。

3点目は、地域包括支援センターの直営についてお伺いします。

12月議会でも申し上げましたが、私は直営にすることについては賛成しております。しかし、その体制づくりや引き継ぎに関して多くの疑問点があるため、今回質問させていただきます。

まずは、法律で定められた保健師、社会福祉士、主任介護専門員など資格を持つ方を含め、それぞれ何人募集を行い、現在までに何名採用されたのか、及び太宰府市内の介護保険第1号被保険者数をお教えてください。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市の制度変更に係る問題点に対する市の責任と市民への説明についてでございますけれども、1点目の平成18年4月からの都府楼保育所の民間移譲に伴う日常の保育所運営につきましては、私は特段支障なく運営されておるものと思っております。

しかし、移譲の際の条件について、積極的に行われていない内容もありましたことについて

のご指摘については、市の対応でございますけれども、詳細については後ほど担当部長のほうから説明をさせます。

次に、2点目の南保育所の民間委託につきましては、行政改革大綱の推進項目でありましたことなどから、昨年の9月に南保育所を民間に委託する方針を出しまして、本年4月1日から公設民営によります保育業務の運営につきまして、現在準備を進めておるところでございます。

次に、3点目の地域包括支援センターの直営化につきましては、4月からの実施に伴います事前の準備を現在行っているところでございます。2法人に対しましての委託期間が3月3日で満了することなどから、旧県立看護専門学校跡地「社会福祉施設」に事務室を設置し、順次引き継ぎを行っておるところでございます。

2点目、3点目につきましても、詳細につきましては、それぞれ担当部長のほうから答弁をさせます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の都府楼保育所の民間移譲の条件に対する市の対応についてでございます。

都府楼保育所の移譲の際の保護者会、移譲先法人、行政の3者協議につきましては、平成16年10月から平成17年2月にかけて計8回、また平成17年度におきましても3回にわたり実施をいたしております。

なお、3者協議におきましては、平成17年3月に保護者会から12の項目が協議のまとめとして出されております。昨年の12月議会一般質問におきまして、移譲の際の約束が実現されていない項目があるのご質問がございました行政内部での検証を行うとともに、2月に移譲先法人、保護者会の協議を個別に行いました。

この中で、こぐま学園との交流の継続は、都府楼保育所が長い間交流を続けてきた経過があり、幼児期に障害を持つ子供と交流をすることは、人格の形成において有意義と考えられますので、市としましても交流はぜひとも続けていただきたいとの思いでございます。

法人からは、大佐野にございますすみれ園との交流を進めていきたいとの考えを聞いておりますので、今後保護者の意向を十分にお聞きしながら、市の考えを伝えていきたいと考えております。

次に、五条、南、都府楼保育所3園の年長児の交流についてでございますが、従前は年6回であった交流が現在は3回になっているとのことでございました。保護者会からは、子供の交流だけではなく、保育士の交流を望む意見も出されておりますので、1カ月に1回開催しております所園長会において交流のあり方、拡大について議論を行ってまいりたいと考えております。

このほか、一時保育、休日保育の実施などの課題がありますが、法人の事情、保護者の考えや思いもありますので、市が中心となりまして保護者会と法人との協議を重ねてまいりたいと

考えております。

2点目の南保育所の民間委託についてでございます。

今回の民間委託は、行革大綱の趣旨や民間が持ちます柔軟性、専門性、効率性を生かしながら今後の南保育所の運営を行うため、保育業務の部分について民間に委託を行うものでございます。今後は、さらに在宅児への支援事業、家庭訪問事業、相談事業や4月からの実施を予定しております乳児家庭訪問、生後4カ月までの乳児がいる家庭への全戸訪問事業、いわゆるこんにちは赤ちゃん訪問事業などを推進する必要がありますので、今回の民間委託にて生じます保育士11名を今後の事業展開のための人材とするものでございます。

引き継ぎにつきましては、職員組合に提案をしておりますが、現在南保育所に入所しています児童への影響、保護者のご心配などを最小限とするため、また今後の南保育所の運営のために、所長以下主任、保育士合計4名を引き継ぎに充てることといたしております。

引き継ぎにつきましては、入所児童についての引き継ぎ、南保育所の保育方針、保育目標に沿った保育内容、年間を通しての行事、取り組み等について、1年を限度に引き継ぎを行うことといたしております。

3点目についてでございます。地域包括支援センターの直営に伴い、引き継ぎを順次行ってまいりたいとの回答を12月議会で申し上げましたが、その進捗状況についてご報告をさせていただきます。

引き継ぎに当たっての介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーにつきましては、予定人員を上回る13名から応募がありましたので、面接、試験を行い、2月1日から主任を含め3名嘱託、現在の両包括支援センター職員との事務引き継ぎを順次行っております。3月には7名となり、4月からは予定の12名体制で包括業務を実施していく予定でございます。その中に保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の有資格者をそれぞれ1名を採用しております。事務補助員につきましても、市内居住の障害者雇用という観点から、1名を臨時職員として雇用をいたしております。

また、市の介護保険の第1号被保険者は、2月末で1万3,836人でございます。そのうち要介護認定を受けておられる方は1,463人、要支援認定を受けておられる方は599人となっております。

また、事業所や市民、利用者への周知につきましては、市広報への掲載や利用者、事業所への文書の送付、説明会の開催、訪問による説明を行っております。

当初は、新設される包括支援センター係だけが社会福祉施設の事務所に入る予定でございましたけれども、高齢者支援係との業務内容との関連もあり、4月からは新しい事務室に2つの係が入り、連携を図っていくことにいたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後2時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） まず、第1点目のですね、都府楼保育所の民間移譲に関する市の指導責任についてちょっと質問しますけども、今確かに部長がお答えになりましたことは、私12月議会でおおよそ概略を申し上げまして12月議会の議事録にもありますが、その件について指導がなされていないようですから、3月議会までに指導をしてくださいというようなことをお願いをしていました。そして、今聞きました回数、これは去年私が12月議会の段階で把握していた数字なんですね。ということは、その12月からこの3月までに2月にその調査に当たったということなんですけども、これが要するに改善をされていないということは、調査をされただけということなんですか。それとも何らかの形で指導が行われたんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 2月に理事長、理事、所長、主任に来ていただきまして、障害児の受け入れ、あるいは3園交流、保育士の継続雇用、それから特別保育などについてですね、申し上げました。理事長と理事と所長と主任、4人来てもらって、ご指摘いただいたようなことについて直接指導を行っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今、1項目ちょっと私が前回言った中で抜けていたんですが、同和教育推進協議会への研修参加、これも回数が減っております。確かに研修というか、加入はされておりますけども、実際の研修会への参加の回数が減ってます。

あと障害児の受け入れなんですけども、これは12月議会で原田議員の質問に対しまして、2名在籍しているというふうに部長がご答弁されていますが、これは答弁の中にもあるように、入所後に保育士がADHDなりの障害があるというふうに認めた児童だということで、つまり入所する前に障害が明らかになっていた児童についてはですね、明らかに入所を拒否されたという、これは私は報告を受けております。したがって、今回その指導をされたということであればですね、4月以降、既にもう入所等の締め切りは終わっているんでしょうけれども、今後につきましてきちんと今申し上げました回数の減少、それからあと障害児の受け入れ等、これらについて旧来どおりに戻すように指導をきちんと行っていただけますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の市同研への加入につきましては、法人が申されますには、あくまでも任意加入であるということをお知らせしますので、大もとが任意加入になっておりますので、それ以上は言うておりませんが、障害児保育あるいは人権保育の観点からは必要ですということは申し上げております。

平成21年度の障害児の受け入れについてでございますが、星ヶ丘保育園以外は受け入れがあ

るようでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） それは喜ばしいことなんですけども、いろんな保育園で受け入れいただくことは。ただ、今私が申し上げたのは、都府楼保育園というのは地域の子供たちをもともと公立だった時代に、障害があろうがなかろうが、地域で育てましょうという保育方針を持って保育園を運営されていたわけですから、都府楼保育園についてのみお聞きしているんですが、今後入園以前に手帳なり何なりで障害があるということが明らかにわかっているけども、可能な範囲できちんと受け入れをしていただけるのかどうか、その点について指導していただけるかどうかということなんです。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 障害児の受け入れについては、引き継ぎの中で言われておりますので、ちょっと時間をいただきたいと思いますが、引き継ぎの中では、こぐま学園との交流については障害があろうがなかろうが、それぞれの違いを認め合える子供の集団づくりに取り組むと、発達の遅れのある子、心身に障害のある子供、生活環境に重い課題を持つ子供など、今日の保育の教育の中で現実に阻害状況に置かれている子供たちの姿から学び合うというようなことが基本として示されておりますので、そういったことを先ほど申しました理事長以下が来られたときに話をしております。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 各保育所を見ますとですね、障害者の入所が非常に増えてまいっております。これもやはり親の希望で、一般の子供さんと一緒に生活体験をさせたいと、そういう希望が非常に強うございます。で、これは保育所だけでは引き受けできませんので、やはり市内の保育所全般にわたって全体で引き受けてもらうというのが今からの時代の流れだと思っておりますので、これに限らず各保育所に対しても指導を強めていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。そのように市のほうではっきりとした姿勢を出していただいて、障害児を受け入れる方向で指導していくというふうに確認をさせていただいておきたいと思っております。

次にですね、ここにありますのが1年間、3者で協議をされた会議の議事録です。で、資料請求をして出していただきました。この中でやはり見ておりますとですね、こういった協議内容について、次世代の保護者会にもきちんとこういった協議をしましたよということを伝えておいてくださいと、これは最初のほうの基本的な確認事項で保護会と行政の間に確認されているんですね。また、これは市長も12月議会でもはっきりご答弁されましたけども、管理監督指導責任は市にあるんだと、引き続き行っていきますというふうに市長も言明されておられますので、ぜひこれはやはり確認事項として1年間もかけて皆さんが一生懸命やられてきた内容が

ありますから、引き続きこれは指導を続けていっていただきたいと思います。

それでは次に、南保育所のほうに入りますけども、4名の職員についてですね、1年間を限度として業務を行うということで、ちょっと私は聞き漏らしたのかもしれませんが、これは保育業務も行うというふうにはっきりおっしゃっておられますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） この引き継ぎに当たります4名の保育士でございますが、引き継ぎ業務に当たる。保育業務ではありません。引き継ぎ業務に当たります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） その引き継ぎ業務というのは、例えば児童のそれぞれの特性ですとか、あるいは家庭環境ですとか、そういったことを個々に新しい保育士の先生に伝えていくということで、一切その保育業務にはかかわらない。所長を含め、業務には全くタッチをしないというふうに考えていてよろしいわけですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 保護者会の説明会をこれまで5回行っておるわけでございますが、その中で保護者の方から、先生がかわったときに新しい先生になれるまで非常に大変で大泣きする、そういう心配があるというような保護者の要望がございましたので、この4名については、そこで大泣きしよる子供をほったらかしてというわけにはなかなかいかんだろうということで、個々に対応をせざるを得ないかなというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） そのご意見、保護者会でも出ましたし、また今から言う意見も保護者会のほうで出たというふうに聞いておりますけれども、昨日藤井議員がおっしゃったようにですね、これは労働者派遣法に抵触をしないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 労働者派遣法に触れないという確認を弁護士のほうでいたしております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） それはですね、どのような内容で弁護士にお伝えになったのかはわかりませんが、先ほどの答弁にもあったように、子育て支援課に籍を置いて引き継ぎ業務として南保育所のほうに行くと。しかしながら、その引き継ぎの期間がですね、1年間あるわけですね。1年間あって、しかもやはり子供がなれない間、まあなれても恐らくなし崩し的に保育業務に携わっていくようになると思うんですけれども、そういったかわり方をすればですね、1年間、例えばこれは今後市がどういった場合においてもですね、市の判断で所管課に籍を置いて民間企業のほうに職員を派遣できるというふうな解釈も可能になるのではないかと私は思います。

これは総務部長にお伺いをしたいと思いますが、労働者派遣法の中にはですね、やは

り市のほうから民間に職員を派遣する場合には、派遣条例を制定することということが義務づけられていますよね。そん中できちんと派遣先をうたい込んで派遣条例を制定をしなさいというふうになっているわけですが、太宰府市、まあ近隣の自治体はですね、既に派遣条例を制定して民間のほうに職員を派遣されているんですけども、太宰府市では実質ですね、職員を派遣しながらいまだにこの条例の制定が行われていません。今回さらに1年という枠がついておりますけども、それを広げようとしているというふうに私は感じておりますが、総務部長はこの派遣条例の制定についてはどのようにお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 派遣条例の制定につきましては、常々準備はいたしております、その必要性が生じたときには条例を制定していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 準備が進んでいるようでしたらですね、もう既に実績、実績と言うとおかしいですけども、もう既にいつてあるところもありますので、早急にこれは条例を制定して、やはり働く人がですね、法律に抵触するかどうかというような状況での環境での労働ではなくて、きちんと条例に保護された形で安心して働けるような環境づくりをしていただきたいと思えます。

やはり組合との協議がつかないというふうなところもありますけども、これはやはりですね、その労働者の立場に立った条例できちんと守る、あるいは市がこういった姿勢でこの部分に臨んでいくんだということが明らかにされない限り、やはり組合としてもなかなか納得ができないというところがあるのではないかと思います。

それでは次に、地域包括支援センターのほうの直営化について質問をさせていただきます。

ここでもですね、スムーズに直営化にするためには、まず利用者である高齢者、それから介護をされているご家族、そして介護施設を運営されている事業者への引き継ぎというのがこれは大変重要になります。居宅介護をされている方へのケアプランや事業者への意見書は、これは定期的に更新しなければなりません。3月にケアプランを更新される方については、2月の段階で同行訪問という形で新しいスタッフの方と、それから以前の委託先のスタッフの方が一緒にご家庭に訪問されているようですけども、4月以降というのはですね、いきなり新しいスタッフの方がご家族に訪問されてケアプランを作成されるということになるのではないかと思います。私も看護をしておりましたのでわかりますけども、いきなり知らない人が家に来てプランを作成すると言われても、人間関係がなかなかできてないと、やはり安心してその方にそのプランを立てることを任せることはできないというふうに私自身は感じています。

先日、私のところでですね、ある事業者の方々からご質問が来まして、一体どうなってるのかと。先日、事業者向けの多分説明会をされたと思うんですが、その中でやはり今介護施設が非常に忙しい。ケアマネジャーというのは、お一人で大体20人から30人の高齢者を抱えていらっしゃる。そのケアプランに基づいてスタッフの方々が本当に寸暇を惜しんで働いていらっし

やる状況で、今回その引き継ぎが非常にごたごたするというところで、事業所向けの事務が遅滞する可能性が非常に高いということを通告されたと。事業所としては、本当に仕事を増やしてくれるなど、そういうふうな部分で感情的になっておられるところがあると思います。

そういった中でですね、居宅介護の人は家族の不安、事業所のほうとしては仕事量が増えたり、あるいは遅滞する不安、そういった中で新しい4月からのスタッフの方が行って人間関係を構築して仕事を進めていくというのはね、大変に難しいことだと思います。新しいスタッフの方に対する重圧というのも私は非常に大きいんじゃないかと思います。これは12月議会でも申しあげましたけれども、南保育所は1年間もかけて、市から職員が行って引き継ぎをされるんです。だったら、せめて地域包括支援センターも高齢者がたくさんいらっしゃるわけですから、ここもせめて半年ぐらい時間をかけてですね、今までの委託先のスタッフの方と新しいスタッフの方が一緒に引き継ぎを行っていくというようなことはもう既に考えられないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 現在、今言われたように利用者への説明につきましては、同行しながら利用者の了解を得ております。私も数軒、ケアマネージャーと一緒に行って利用者の反応といいますか、状況も把握している状況でございます。

基本的には、3月中にぜひ現在の包括支援センターの職員と一緒にすべて回りたいという基本的考え方は持っております。ただし、2法人がやはりちょっと病気とかですね、そういう関係もありますし、また現在の業務の関係で一緒に行けない部分も発生してくるかもしれません。だから、その部分については新しい太宰府市包括支援センターのほうでご説明にお伺いしたいというふうに考えております。基本的は、両方で3月中に回りたいというのが基本です。物理的にできるできんは今本当大変です。ただし、これはプランの前に契約書が要りますので、基本は一緒に回るという形で考えております。

事業者説明会につきましてはですね、確かにいろいろなご意見ございました。その中でご理解求めまして、再度質問の内容を回答書に書いて、太宰府市内部分につきましては一軒一軒市の職員とケアマネージャーが再度訪問いたしましてご説明申し上げております。

事業所につきましても、それぞれ行けるところは行って、あとは基本的な部分の文書で趣旨のお願いといいますか、状況の報告はさせていただいている状況です。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。それはもう3月中に本当に、課長も大変だと思いますけれども、また新しいスタッフの方も非常に大変だと思いますけど、これはぜひやっていただいでですね、利用者の方の不安をできるだけ取り除いていただきたいと思います。

それでは、直営後の体制について3点お伺いします。

先ほど原田議員のほうからも若干触れられましたが、これまでの委託先では土曜日と日

曜日は営業されていました。あ、土曜日と済みません、祝日は営業されていたんですが、これまでの委託先は来所件数、センターに来られる件数は土曜日が一番多かったそうです。しかし、今後その方たち、あるいは土曜日と祝日の対応は一体どのようにされるのか。

それからですね、次に厚生労働省では、虐待や認知症の方の徘徊への対応も含めて、24時間体制で当たることを指導しています。これは一体今後どのようにされるのか。

現在2カ所のセンターの利用件数は、合計で1カ月で約400件程度あるそうですが、その6割以上が家庭訪問ということで、日中は家を訪問して残業して、やっとセンター事業を回すことができているという状況だそうです。さらに、家庭訪問についても、ご家族のご都合などもありまして、夕方の訪問をご希望される家庭も非常に多いということですが、嘱託とか臨時の方は基本的に残業ができませんので、今後一体どのように対応されるか。

3点についてお答えください。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 土、日、祝日の対応につきましてはですね、基本的には太宰府、あそこ今職員いませんので、県内の市町村も全部一緒です。県内の直営のところも土日は休みですので、対応といたしましては、今それもPRしております。太宰府市の夜間警備、太宰府市役所の直通電話にかけていただいて、その中で内容によってケアマネージャーに連絡することも、2点目の徘徊とかという形になれば、ケアマネージャーだけではこれは対応できません。問題行動多いです。徘徊もある、ね。それから、親子の虐待の問題、夫婦の虐待の問題、もう毎月ぐらい出てくる問題がございます。この部分については、高齢者支援課の支援係のほうで対応するという形で、緊急連絡網を夜間警備員室に置いて、そこから連絡をとるという形で今対応を考えております。

2点目もそういう形ですね、こっち側の徘徊、問題行動、これも土日、ここ1年だけでも数件、土日、私も出てきて対応しております。そういう形で、土日の部分も基本的に警備員室から連絡網をとって、係長なり状況に応じては担当課長で対応するような形で考えております。

3点目のですね、夕方の関係とかございます。これはですね、基本的に当面は、地域包括支援センターにつきましてはよその市町村もありますけど、基本的に一般的な臨時職員は時間外がありませんけど、ここはどうしても特殊な部分がございますので、時間外での対応は考えております。

ただ、やはりよその市町村、市に聞いても、やはり基本的には5時という部分の中ですね、その中で利用者の理解を深めながらですね、その中で対応できるようにできる部分は対応していきたいと思っておりますし、どうしても家庭の事情で特殊な部分があればですね、やはり夕方、土日、現在でも2月、3月に入っても土曜日の対応をしております。そういう形で、既存の利用者には迷惑かからない程度ではですね、考えている状況です。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） それでは、そのスタッフ体制についてちょっとお伺いしますけども、先ほどスタッフの数をそれぞれ言っていただきましたけども、私が介護保険の第1号被保険者の数をお伺いしたのが、これはやはり厚生労働省からきちんとした基準が出ておりまして、第1号被保険者数が3,000人から6,000人で保健師、社会福祉士、主任介護専門員がそれぞれ1名ずつ必要であるというふうな一定の基準が出ているわけですね。小規模の市町村は別というふうに書いてありますけれど、決して太宰府市が小規模の市町村とは思えませんので、一応この基準で考えますと、先ほどおっしゃいました第1号被保険者数が1万3,836人ということで約1万4,000人近くいらっしゃる。そうすると、この厚生労働省の基準からいくと、最低でもそれぞれの有資格者は2名ずつ必要になってくるわけなんですけども、今後ですね、今はとりあえず第一義的にその募集をされたのかもしれませんが、今後この有資格者を含めてスタッフの充実というのは考えておられますか。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） スタッフの充実は大事というふうに考えております。で、主任ケアマネージャー、それから介護保健師、そして社会福祉士、たしか免許も十分大事な部分があるんですけど、やはり一番大事なのは利用者とのコミュニケーションといたしますか、そこら辺が一番大事だと思います。

主任ケアマネージャーにつきましては、近隣、今までの国のシステム上、主任ケアマネージャーの免許が取れる確率が少ないです。今度の法改正によって主任ケアマネージャーが多く募集されるようになってきますので、主任ケアマネージャーについては今後拡大の余地が出てくると思います。

保健師、社会福祉士についてもですね、これは最終的に面接、それから作文を見た上で、やはり一番大事なのは利用者とのコミュニケーション能力が高くないと、なかなかこちらの説明もできませんし、また向こうの話が理解できないという形の中で、今ご指摘の部分も踏まえながら今後採用については充実していきたいと検討していきます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） もともと人口2万人に1カ所この地域包括支援センターは必要だということで、最初にこのセンターができるときに太宰府市に2カ所委託先ということで、私はその時点でももう一カ所必要じゃないですかというお話をしましたけども、今回それをさらに統合して一カ所にまとめ上げてしまうということですね、やはり事業所の方とか、あるいは民生委員の方、センターによく来られることがあるんですけども、こういった方々にご不便をおかけするようなことも発生すると思います。したがって、やはり1カ所にするからにはですね、その1カ所できちんと対応できるようなスタッフの増強を図っていただきたいと思いたす。

これ最後に、ちょっと利用者からのご意見なんですけども、ご回答いただきたいんですけど

ど、先ほど原田議員の質問にもあったようにですね、市役所にまず皆さん地域包括支援センターのをご存じないので、最初の相談はやはり市役所にお見えになる方が圧倒的に多いわけです。先ほどおっしゃったみたいに、今までは民間に委託していたこともあったから、地域包括支援センターに行ってくださいというふうに言われて行かされていたと。しかし、今回直営になったわけですね。市の直営になったわけですから、最初に皆さんやはり市役所にお見えになるんですから、そしたら市の職員が、市にも保健師とかいらっしゃるわけですから、きちんとお話をお伺いをして、次回からは地域包括支援センターに行ってくださいというご案内をして、そのご相談内容については、きちんと市のほうでそれを引き継ぎを行うというような体制づくりは可能ですか。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） その件についてはですね、一応課内会議でもう事前に、今後予測されますし、今引き継ぎやっていますので、市役所に地域包括支援センター関連の部分で来た場合には話を十分聞くと、その中で、だからあくまでも地域包括支援センターに行ってくださいという形はしません。あくまでも市役所の中で概略を聞いて、最終的にはケアマネージャーしかわからん部分がございますので、こちらから電話するように、一応課内では課内会議を諮って統一している状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。

私は、先ほども最初も申し上げましたように、直営には反対ではありません。市が責任を持って高齢者の支援を行うということには賛成をしておりますけれども、やはりこの引き継ぎ期間がどうしても短いということは、これはもう事実として否めないと思います。したがって、今までの委託先にしても事業者にしても居宅で介護をされている方にしてもですね、やはり拙速過ぎるためにそういった不安とか、あるいは市に対する信頼感をなくすとか、そういったことが起こらないようにですね、先ほど課長もおっしゃいました、3月もう時間は余りありませんけれども、今日お伺いした点につきましては、ぜひ3月いっぱい頑張ってください、皆さんに安心して今後使っていただけるように対応をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載のコミュニティバスまほろば号の1項目、3点について質問させていただきます。

コミュニティバスは、北は北海道から南は沖縄まで今や全国の数多くの市町村で運行され、利便向上による地域の方々の足として大変歓迎されているバス運行サービスであります。本市の場合、平成10年4月から運行開始されましたが、当時九州初のコミュニティバスとして、また公営バスや福祉バスを除き福岡県内で初めてバス運行を導入されました太宰府市は、コミュ

ニティバスの先進自治体であります。今年の4月から高雄回り線も運行開始になり、3月号の市報にも掲載されておりますが、今年一番の朗報だと言っても過言ではありません。今日に至るまでの地域の方々や、あるいは西鉄との協議、調整など一口では語れないものがあり、市の事業としてごく当然の仕事ではありますが、担当されました職員の方々には、そのご苦勞に対し敬意を表したいと存じます。

また、高雄地区や梅ヶ丘地区の皆様にとりましても、これまで市役所や市内の各公共施設などに出向く際、費用と時間がかかり、とても不便だっただけに、その喜びはひとしおならぬものがあるのではないのでしょうか。高雄線のコース計画につきましては、先般全員協議会で説明を受けました。運行していく中でさまざまな課題も出てくるでしょうが、今後は軌道修正しながら市民の方々の要望や意見に耳に傾け、よりよいサービス向上に努めていただきますようお願いをしておきます。

さて、話題を変えまして、既存路線の質問に入らせていただきます。

昨年4月1日から、西鉄都府楼前駅をターミナルとし、従来路線を独立する路線として全面改正されました。

1点目の質問ですが、この改正により市役所への直通便がなく不便になった、また乗り継ぎの待ち時間が長く、特に冬場はつらいなどの不満をよく耳にします。こういった問題点に対しての対応策をお聞かせください。

2点目は、4月から高雄地区の運行開始により、まほろば号がほぼ市内全域に拡充され、喜ばしいことであります。しかし、今後は運行経費を少しでも補うために、バスの広告収入の積極策が必要と思いますが、本市ではこの件に関し、どういった見解をお持ちでしょうか。

3点目は、マミーズ・まほろば号についてお尋ねをいたします。

昨年12月の建設経済常任委員会において、民間企業に対する市からの運行補助金は理解しがたく、公平性を欠いております。検討課題として問題提起させていただきましたが、その後執行部ではどのような整理をされたのか、お伺いいたします。

以上、1項目、3点につきましてご答弁をお願いいたします。再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） コミュニティバスまほろば号につきましてご回答申し上げます。

平成10年の運行開始以降、水城・国分回り、北谷回り、都府楼回り等、路線拡張、ダイヤ改正を実施してまいりましたが、昨年の改正では1路線が1時間以上を要し、そのために渋滞交差点でありますとか、あるいは踏切運行によりまして30分以上の遅延がございまして、乗務員の休息時間を削ってでもダイヤの遅れを修正するというふうなことがございましたけども、そういった困難性がございました。

このために、昨年4月1日から西鉄都府楼前駅をターミナル化をいたしまして、各路線を独立させることによりまして定時制を確保いたしますとともに、市役所前を通過する時刻をおお

よそ20分間隔とすることでダイヤの偏りをなくし、運行の効率化を図ることを目的として全面改正を行いました。

しかしながら、バスの遅延によりまして乗り継ぎがうまくいかないところがあったことなどから、皆様には大変ご迷惑をおかけをしたところでございます。本年4月1日の高雄回り線の開業に合わせまして改正を行い、直行便の表示でありますとか、あるいは乗り継ぎの時間短縮を図ったダイヤの修正を行っておりますので、このことによりまして、私もその路線を利用しておりますけれども、今以上に改善できるのではないかとこのように思っております。

次に、バスの有料広告の積極策についてでございますけれども、車内枠で申し上げますと、一月1枠が8,000円で募集を行っております。広報での周知でありますとか、あるいは車内の周知、また太宰府市商工会への要請等を行っておりますけれども、限られた域内での運行のために広告効果が薄いという、そういった判断されておるようでございます、希望者がいまいち少ない現状のようでございます。

また、車外広告につきましては、車体を全面シールで覆うフルラッピングで仕上げしておりますことから、車体のラッピング広告は困難であるというふうに思っております。

今後も車内広告につきましては、引き続きさまざまな機会をとらえまして募集を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから次に、マミーズ・まほろば号についてでございますけれども、11月19日の運行開始以来、平成21年2月27日現在で実働が43日間でございます。累計が1,002人乗られております。1日の平均が23.3人の方がこのマミーズ・まほろば号を利用いただいております。

また、利用者の多くにつきましては、マミーズだけの買い物だけではなくて、いきいき情報センターの利用でありますとか、あるいは五条周辺への通院のために及び市役所へとあわせて利用されておまして、極めて公共性と地域貢献度が高いものと認識をいたしております。

さらには、高齢者の外出の支援策の一つとしてモデルケースとして考えておりますことから、公益性が高い、公共性が高いというふうなことから、補助をしているところでございます。

今後も、もっと便利なコミュニティバスとなるように、皆様方の声を傾聴しながら工夫あるいは改善をしてまいりたいというふうに思っております。ご利用をぜひともこのまほろば号、マミーズ・まほろば号も含めまして、市民の皆様方が利用いただくことによって、その効率、回転率等々も増えてきますし、その一部負担というようなものも軽減していくというふうに思っています。

どうか市民の皆様方、このコミュニティバスまほろば号、高齢者の外出支援としても位置付けておりますので、多くの皆さん方にご利用いただきますよう、この場をかりましてお願いをしておきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 1点目の運行の問題点と対応策ということで、この点について質問させ

ていただきますけども、何点かですね、これまでの従来路線が非常に1時間かかるとかですね、非常に不便をかけていたと、そのダイヤ遅れを修正するために今回定時制を確立するために20分間隔にしたいということでございますけれども、まだまだ問題点がたくさん出てきているようでございます。

西鉄都府楼前駅をターミナル化した、つまり発着点にされたわけですね。そして、6路線の充実を図られたという関係で、この市役所ですね、直通便、これを設けることは大変厳しいとは思いますが、しかしながらその直通の市役所行きが大変少ないというのが利用者の声としても多いのも事実でありますし、この直通便の増便をお考えになっているかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど市長が申しましたように、4月1日に高雄回り線を開通いたすように予定をいたしております。それに合わせまして、先ほどご指摘ありました乗り継ぎの時間帯の見直し、それからまた結果的に直通というふうになりますけれども、そういうふうな便を乗り継ぎの、バスをおりらずにですね、そのまま引き続き直通というふうなことでバスが利用できるというようなことで、直通ということの形の分のバス、そういうふうなダイヤを4月から1日から工夫をいたしまして、乗り継ぎの不便の解消に努めるということで、そういう直通を含めての便を増やすということを検討いたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 済みません。市長の答弁余り聞いていなかったものですから申しわけございません。

重複する点多々あるかと思っておりますけれどもね、その乗り継ぎの際にですね、西鉄都府楼駅前に到着して乗りかえようと思ったけれどもバスが通過したとかですね、待ってくれなかったと、目の前を通り過ぎたと、こういった不満があるわけで、不愉快な思いをされた方も結構いらっしゃるというふうに聞いております。こういった場合に、バス同士の連携を図るといふことはできないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 今お話がありました分につきましては、私どものほうにもやはりバス停に到着する前に乗るつもりだったバスが目の前を行ってしまったというようなことの苦情、それは確かに受けております。そういうようなことから、委託先の西鉄ともそういった問題も含めてまして連絡会の中でお話をしております。そういうふうにおいでになってある方がおられたら、できる範囲でお乗せするようにというようなこととお話をしております。

一方では、やはりバスのダイヤ、時間での発着、こういったものが非常に原則として大事になってきております。そのあたりのやはり兼ね合いといいたしでしょうか、間近においでになる場合についてはわかりますけれども、多少離れたところにおられますと、乗られる方なのかどう

かという判断も難しいということもございまして、そのあたりは非常に運転手そのものもその判断に困るというような場合もあるようございまして、できるだけそういうふうな対応ができる場合には柔軟に対応するようというふうなことで、西鉄とも協議をいたしておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひよろしく願いしておきます。

4月1日からですね、高雄路線開通ということで、また既存路線も見直すということでございますが、その時刻表ですね、もうあと1カ月半ですか、ぐらいしかないんですが、新しいダイヤの編集ですね、こういう印刷から、これ間に合いますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） この分につきましては、4月1日で高雄の路線を開通しますし、それに合わせてのダイヤの周知、これは非常に大事なことになります。それから、バス停の表示のつけかえ、これも当然出てきますので、これにつきましては4月1日に間に合うように準備を進めておるところでございます。

それから、先ほどのバス停の関係の分ですが、今回の見直しに合わせまして西鉄都府楼前駅前にバスの到着ですね、運行状況をやはり皆さん方に乗りかえの拠点になりますので、そういうふうな表示ができるようなモニターといいたまうかね、そういったものをモニターでの表示ができるようなシステムも検討いたしております。4月1日ということが、このあたりがシステムの関係もございまして、できるだけ早い時期に、そういうふうなことも表示をしていきたいというふうな今検討して進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひご努力よろしく願いしておきます。

それから、1度私委員会でも申し上げたんですが、乗り継ぎの車内放送が徹底されていないと。観光客を初めですね、常にやっぱり初めて乗る人がいるということを前提に、乗り継ぎ券がありますよという、100円乗車できるということですね、再徹底していただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） この分につきましても、やはり運転手の教育といいたまうか、この徹底というのがやはり十分でないというのが見受けられるということのようであります。特に、乗り継ぎについてのアナウンス、サービスといいたまうか、説明がやはり十分に行き渡らないという部分が見受けられるということございまして、この分につきましても再度西鉄のほうに、運転手の教育も含めてサービスの徹底を打ち合わせをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 1点目の最後にですね、提案させていただきたいと思うんですが、乗務員、つまり運転手の方もですね、丁寧な方とそうでない方とばらつきがあるというふうに聞いております。利用者の苦情や要望、また乗務員の方にも言い分があることでしょうし、より質の高いですね、まほろば号にするためにも、行政と乗務員、それから責任者が一堂に会してですね、二、三カ月に一回でもですね、ミーティング、こういったものを実施していただきたいなというふうに考えておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 現在、まほろば号につきましては、西鉄原営業所、ここを拠点といたしまして、ここが実際的には運行をとり行っているということです。この原営業所と常に連絡をとっておるところですが、市役所の窓口といたしましては、この営業所の所長、それから関係の課長、それからそれぞれの主任、担当部署、そういう方と日ごろから連絡調整を行っておるということでございます。

全体的にまほろば号のみの運転手の方ということでは限定をされていないということございまして、全体的には50人からの運転手の方が原営業所においでになるという現実がございます。そういうことで、皆さん方とすべての方と一緒に市のほうが話をすることにつきましては、非常に勤務時間の問題とかいろんな問題で難しいようでございます。

ただ一方では、営業所として定期的にこの方々全員でミーティングを行ってあるということも聞いておりますので、その中に直接委託をしております私どもが入りまして具体的にお話しするということがどうなのかという問題もございますけれども、そういう機会をとらえていろんなサービスの不徹底、こういったことについての周知、そういったことは日ごろからも行っていただいておりますので、なお一層ここでしていただけますように、また市がそういう中に入ることができるかどうか、これも含め、それはまた社長さんあたりとも検討、協議をさせていただきたいと、そういう機会ができるのならばつくっていただくような方向で相談をしていくということは可能であるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） わかりました。

じゃあ、2点目のですね、バス広告収入の積極策について質問させていただきます。

現在ですね、バス広告、この社内広告だけだということございまして、ご答弁にもありましたボディー広告ですか、車体ラッピング、これはちょっと難しいというお話でございました。1枠が8,000円で今広告8台ですかね、まほろば号に今掲示されているわけですけども、年間の広告収入ですね、現在の広告収入は幾らぐらいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほどバスの営業所は「原（はら）営業所」と申し上げましたが、

「原（はる）営業所」でございまして、どうも失礼いたしました。

ここの営業所のほうにこの広告収入も確認をいたしておりますが、平成20年度、本年度ですね、本年度の広告収入は10万1,334円ということになっております。

ちなみに、件数でいきますと19件の有料広告を現在車内に掲げておると、そのほかに無料の広告というのがございます。これは役所の連絡とか行事のイベントとか、こういうことのお知らせの分と、こういうのは53件ということで車内の広告、その枠を利用して行っているというのが現在の状況になっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ちょっと少ないんで愕然としましたんですが、またこの件についてはちょっとまた質問させていただきましても、平成14年度からですね、100円バスになりました。利用者が20万7,000人から38万7,000人と倍近くに増加したわけですね。平成19年度は47万4,000人の利用者があったというふうに報告がっておりますが、順調にこれまで伸びてきておるわけですね。また、県内でも一番利用者が多いというふうにも伺っております。さらに、4月1日から高雄回り線が運行開始になりますけれども、年間乗客数も増加することは確実であります。当然その運行経費も増えると思うんですね。本市の持ち出しも膨らみますけれども、どれぐらいの増額を見込まれているのか、お尋ねをいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 今回4月1日から高雄回り線を増設開通をします関係での分ですが、バス本体を1台増やす必要がございます。こういったものから車両購入費は約1,800万円でございます。それから、運行経費、それ以外の運行にかかわる経費でございますが、これにつきましてが約1,800万円程度増加になるだろうというふうに見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） そういうことですね、本市の場合は経費と運行収入の差額を西鉄に支払うという契約方法でありますけれども、高雄路線が開通するようですね、これからエリア拡大すればするほど市ですね、補てん額というのも増えてくるわけですね。そうやって財政を少しずつ圧迫していくことになっていきますけれども、運賃改定をせざるを得ない状況になってきますが、こういう料金をですね、200円にしようというお考えはありますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 現在の100円ですが、この分につきましては以前の当初の額を引き下げたという経緯がございます。そういう効果がやはり利用増にもつながったという効果がございます。また、一方では路線が増えることでの経費が増えてきているということは、これは確かにそのとおりでございます。そういうことから、やはり市からの負担、こういったものを

軽減するためにも方策をいろいろ考えておるところでございますが、一方では運賃の値上げという事は、当然考えられると思っております。

いつの時点でこの値上げをするかというようなこと、具体的な考えは今現在では持っておりません。現行の100円をこのまま継続するというのが今現在では基本として考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 市長とちょっと見解が違ったみたいですけど、私はやっぱり1億円近くですね、やっぱり補てんされて予算計上されているわけですね。大変厳しいだろうと思っていて、時期が来ればですね、200円をせざるを得ない、その見通しとしてあるかどうかをちょっとお尋ねしたわけなんですけど、今のところないということでございますね。

広告募集の件に戻らせていただきますけれども、創意工夫のもとですね、少しでも収入を得るという道をやっぱり考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。その現在の車内広告はどのような方法で募集されているのか、お答えをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 車内広告の状況につきましては、先ほど件数、金額を説明したところでございますが、この分につきましては、現在のこの営業活動といいましょうか、これにつきましては商工会に依頼をいたしております。この分が大きな一つの方法でございます。

現在は、この方法は時間的な問題がありまして、とることが今現在はできておりませんが、以前は担当の職員が個別に新規開店をされた事業所とか、そういったところを個別に当たっていたということで、件数も増えたというような実績も聞いております。これらの部分につきましても、商工会、そういったこととあわせまして時間的なものですね、こういったのができましたら、商工会と一緒に協力をいただきながら開拓といいましょうか、そういうふうな営業も必要というふうに考えておりますので、できるだけこの広告収入が増えるように努力していきたいというふうには考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） やはり広告収入が約10万1,000円という報告がありました、19件ね。やはり私はですね、ここで申し上げたいのは、やはり職員の方が積極的に事業所とか大学、病院、こういったのを回っていただいてですね、やっぱり汗をかくと、やはり営業も必要じゃないだろうかということをお願いしたい。やはり少しでもですね、自分たちで汗をかいて広告収入を少しでもとってくると、こういうお気持ちを持ってほしいと思っております。ぜひよろしくお願ひいたします。

収入を得る方法としましてはですね、バス停の広告、それからバス停広告つきいすの設置、あるいは病院や店舗などをPRする車内放送、こういった方法もいろいろあります。ひとついろんな方法があると思っておりますので、模索して研究していただきたいと思っておりますので、よろしくアイデアを出し合ってください、検討していただきたいと思っております。

では、3点目のマミーズ・まほろば号について質問をさせていただきます。

この件につきましてはですね、12月議会におきまして安部啓治議員も質問されております。今年度のコミュニティバス運行補助金は1億2,464万2,000円というふうに計上されております。昨日の予算審査資料を見ましたけれども、マミーズ・まほろば号の90万円もその中に含まれているというふうに思っておりますが、今回その運送法抵触云々よりもですね、私は一企業単位の経費の4割とはいえ、90万円の運行補助金を税金という公金を使って出すということは、少し道義的に納得いかないなというふうに思っております。

また、なぜ東観世地区だけなのかと、こういう不公平感もあるという疑問がありまして、そこで実は私運輸局に行ってまいりまして確認をしてまいりました。その結果、そのマミーズさんが地域内の自家用バスを運行された地域の足として貢献し、市役所を通過することを条件に、ガソリン代を初め運行経費の一部を補助金として市が補てんするという事は別に問題ないという結論でございまして、少しがっかりといたしますかね、意気消沈して帰ってまいりました。ですから、この補助金についての追及はできなくなりましたので、質問を変えます。

高齢者支援策としての買い物、通院、市役所行きなど10人乗りのワンボックスカーでサポートされるという、これは内容は非常にすばらしいと思うんですね。マミーズ・まほろば号が昨年11月、東観世地区で運行開始されているわけですがけれども、月、水、金の週3日ですね、はい、これまでの1,002人で1日平均23.3人ですか、の利用者があると、これは大変喜ばれていることだろうと思います。

それですね、1つ気になるのは、市民の方々がですね、なぜ料金が無料なのかと、こういった点、クレームも出ているかとは思いますがね、これは再確認ですけれども、市民の方からなぜ無料なのと聞かれた場合、私たち議員はどのようにですね、整理し説明をしたらいいのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 東観世区に運行をされておりますマミーズ・まほろば号の基本的な私どもの考え方でございますが、これにつきましては先ほど九州運輸局での考え方もお聞きになっておるということで、基本的にはマミーズ、会社、スーパーですが、そこがお客様の送迎に対して無料バスを行っておると、そういうふうなことでございます。

一方で、マミーズのほうで考えられましたのは、せっかくそういうふうにするのであれば、その通行する路線上市役所、それからまた到着場所がいきいき情報センター、公共施設でもありますので、お客様だけに限らず、そういうところを利用される方にも乗っていただくということも可能ではないかというふうなことでいろいろ検討されて協議された結果、運輸局の理解を得られたところで、そういうふうなことで利用されるというのは十分できますということになっております。

また一方で、市のほうが行政がそういう事業に対して補助金という形で支援するということが可能かということも、私どもも九州運輸局のほうに確認をいたしております。これにつつま

しては、例がないというふうなことで、非常に運輸局も検討していただきました。その結果は、市役所、いきいき情報センター、公共施設、そういうところを公共施設を回るということ、それから高齢者の方の通院、そういうふうな外出支援という考え方、こういうふうな公共性が非常にここでは高いと、それからそれらのことが太宰府市のこの地域に大きく貢献をしていると、営業活動だけじゃなくて、そういう地域の貢献度が非常に高いというようなことから、この分につきまして公共団体が補助をするということは営業収入というような見方には当たらないということで、問題ありませんという結論をいただきました。

そういうふうなことから、市のほうもこの公共性、地域貢献ということに着目をいたしまして、この事業に対して補助を行っている。マミーズの営業に対しての補助ではないというふうな考え方、またこの東観世につきましては、一方では基本的にはまほろば号を運行するというふうな基本的な方針をこの以前に持っておりました。そういうふうなことで、現在まほろば号の運行がいろんな条件から現在まだ実現できておりません。そういう一方で、マミーズのほうで買い物客のバスを利用した送迎、公共施設への先ほど言いましたような状況がありましたので、公共性が高いということで市の方針にも合致するというので補助を行っている。

それで、無料ということにつきましては、これは先ほど言いましたように、マミーズが行ってあるお客様の送迎というようなことで、これは無料なんだということでの基本的な理解ということを私どもは市のほうは考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） そんなに長く市民の方には説明できません。マミーズが運営をしていると、マミーズさんが運営を主体でやって、お客様の送迎をされているから無料なんですよと、これでいいわけですね。

はい。

高齢化社会になってきておりますが、高齢化と向き合いですね、運行空白地帯は市内随所に何カ所かあると思うんですね。うちもサポートカーをぜひ欲しいと、こういうお願い、要望に対して今後市としてはどのように対応されていきますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 東観世区以外のところでもこういう同様なことがあった分についてということですが、現在太宰府市内にやはり高台といいたましようか、坂道が多い団地も幾つかございます。そういうふうなところもございますので、今のようなことも考えておるところでございますが、今現在といたしましては、まほろば号の状況、それからマミーズ・まほろば号、この状況も推移を見ながらですね、どういうふうな方法、ほかに方法が考えられるかどうかも含めまして、こういう状況を整理しながら検討していきたいというふうなことを考えております。

今現在具体的にどこというふうな、次にはこの場所だというようなこととか、そういった

ことは今現在は具体的にはございませんけどもですね、一つのマミーズは先ほど言いましたようにテストケースというふうにとらえておりますので、いろんな方面の分に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。

最後になりますけれども、市長に最後お尋ねをいたします。

昨年11月19日に、マミーズ・まほろば号の出発式ですか、運行式がありましたけれども、我々議員にはですね、数日前にファクスが入って、その案内のみで事前説明がなかったわけですね。いきなりの運行でした。ここで苦言を呈するようですが、議員よりもですね、市民が先に知っているという、こういう弊害も出てまいりますので、全員協議会を開くなりなどのそれなりの手順を踏んでいただきたいというふうに考えますけれども、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） このことについては、私は言いわけはいたしません。皆様方に先に話すべきであったというふうに今思っております。その考え方については今も変わりません。指導を徹底したいというふうに思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 今後もですね、議会に対する十分な配慮をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで15時35分まで休憩します。

休憩 午後3時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時35分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしておりました項目について質問いたします。

世界的大不況の中、景気も先が見えず、税収も大幅な減収になる見込みと言われております。このような状況のもと、財政も厳しさを増す中、予算編成には大変ご苦労なされたことと思っております。そのご苦労に対し敬意を表します。

さて、市長は施政方針の中で、経常収支比率は97%以下を目標とし、身の丈に合った行財政運営に向けて、引き続き事務事業の見直し、経常経費の徹底した削減を行うとともに、民間委託の推進、市債発行の抑制による公債費の減少並びに公債費の繰上償還など、限られた資源を

有効活用することを基本に、財政の柔軟性の回復への取り組みを継続していくとおっしゃって
おられます。この身の丈に合った行財政とはどのようなことなのでしょう。

財政規模からいえば、一般会計の当初予算で見ますと、平成21年度原案では約183億円、平
成20年度が約182億円、平成19年度が約182.2億円、平成18年度が約186億円、平成17年度が約
200億円、平成16年度が約230億円、平成15年度が約207億円と過去6年間の当初予算の推移を
見ますと以上のようになっております。この中には、平成15年7月の大災害の復旧関係の予算
もありますので、一概に比較にはなりません、本市の人口、市域の面積等から考えると、財
政規模としてはどのくらいが適正と考えられておられるのか。あれもしたい、これもしたいと
しなければならぬけれども、予算がないということで先送りされているものもたくさんあり
ます。

例えば、道路舗装の改修、現在市が管理している道路の総延長は何kmぐらいありますか。市
内には多くの団地があります。これらの団地内の道路は、団地ができたときに開発業者がつく
ったもので、できてから40年、30年とたっています。相当傷んできています。この道路の補修
が今やってきています。これらも予算がないということで先送りされています。これもある程
度計画を立て、1年に何kmするとかエンドレスで取り組まなければなりません。

また、将来の課題としては、今度の予算でも基本構想作成費として50万円計上されています
が、総合体育館、総合運動公園の建設、福祉関係なども膨らんでまいります。行政需要は切り
がありません。中・長期の計画が必要ということで総合計画を立て、10年というスパンで取り
組みがなされようとしておられるのだと思います。

その総合計画ですが、目標としてやりますと言っているだけで、その実現のための具体策が
見えません。それは具体的な数字がないからです。総合計画でうたい上げた事業を実現するに
は、その裏づけとなる財政計画、予算を一緒に立てないと実現しないと思います。総合計画の
予算は、大まかでいいと思います。具体的な数字を入れることで方向性が出てくると思いま
す。総合計画は、ただ計画といって書いてあるのか、本当にやろうと思っておられるのかわか
りません。計画の中に予算的な数字を入れ、枠組みをしっかりと持っておくべきではないでし
ょうか。財政も厳しさを増してまいります。今までは何でも行政がしてきたようですが、これ
からの行政は市民の皆様の満足度を高めるという考え方ではなく、少し不満だけでも、そんな
ふうを考えるなら自分たちも納得できるから自分たちも一緒にやろうという方向へ向かってい
くのではないのでしょうか。

協働のまちづくりも言われます。市民の皆さんが納得して一緒にまちづくりをしようという
考え方になっていく時代になったと思います。市民の皆さんに納得していただくためには、行
政は情報の開示を積極的に行い、オープンな行政で納得されて、それなら自分たちも一緒にや
らなければという気持ちになっていただくことが大事ではないかと思います。

また、行政は執行部と議会との合議体であります。執行部、市長も市民から選ばれていま
す。議会の議員も市民から選ばれて出ていっています。市民の皆さんは、双方が意見を出し合

い、お互いに緊張関係を保ちつつ協力し合い、よりよい方向へ進めてほしいということで、二元代表制をとっているのではないのでしょうか。民主主義には時間がかかります。行政の体制も、職員の定数、将来はどのくらいが適当か、協働のまちづくりがどのように展開するか、未知数のところもあります。

また、本市の特徴としては、もちろん観光もありますが、もう一つ市民にとって生活しやすいということで、「子育てのしやすいまち」をキャッチフレーズに政策を進めていくべきではないかと思います。本市の人口も、ここしばらくは微増していきますが、いずれ人口の減少が始まります。人口の減少を食いとめるためにも町の活性化のためにも、子育てのしやすいまちを目指すべきだと思います。昨年視察に行きました佐久市は、子育て支援では日本でトップクラスの政策がとられています。子育てのしやすいまちということで、企業誘致も企業のほうから自主的に申し込みがあるという話でした。

このように行政需要を考えると切りがありません。また、財源はといえば、三位一体の改革で交付税は削減されるなど厳しくなる中、本市の財政規模、行政としての体制、職員数は一体どのくらいがいるのか。また、経常収支比率など経営指標、財政健全化判断比率を見て萎縮し縮小した行政でも、市民生活への影響も出てくるかと思います。非常に厳しい行政運営を強いられるところではありますが、以上のようなことにかんがみ、以下の点についてお尋ねします。

1、市債の発行を抑制して公債費の減少をと言われますが、起債残高は何年までにどのくらいにしようと考えておられるのか、お尋ねします。

2、財政規模は一般会計でどのくらいが身の丈であると考えておられるのか。

以上、お尋ねします。

次に、商工会より定額給付金の事業実施に伴う地域還流事業についてお伺いいたします。

商工会では、このたび不況で消費が低迷する中、政府が実施します定額給付金を地域活性化のため地域に還元する仕組みづくりとして、定額給付金地域還流事業を実施するよう準備されておられます。このことについて支援の要望書を出されておられます。聞くところによりますと、プレミアムつき商品券の発行事業を考えておられるようですので、本市の商工業活性化のためにも成功するようにぜひともご協力いただきたいと思います。

そこで、以下の点についてお尋ねします。

プレミアム分として補助されるのか。されるのであれば、どのくらいされるのか。

2、商品券の印刷やPR費用等、必要な経費について補助されるのか。

以上、お伺いします。

3、区長制度の廃止について。

3月31日をもって区長制度を廃止すると言われますが、区長さん方の中には地元の皆さんに説明し理解してもらう時間が必要で、時間が足りないので実施を1年延期してほしいとの声があるが、どのように考えておられるのか、お伺いします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 最初に、行財政の運営についてのご質問にお答えを申し上げます。

現在の財政硬直化の主な要因でございますけれども、将来のまちづくりに必要な都市基盤整備事業、そういった事業に投資を行ってまいりましたために、一時的に増加しておる公債費が大きく影響しておりまして、現在は市債の発行を抑制をし、公債費の削減を図っておるところでございます。

平成19年度から行っております公的資金補償金の免除繰上償還金などによりまして、ここ数年31億円ほどの償還公債費がございましたけれども、平成21年度につきましては約28億円になりました。現在は、毎年借入額を20億円以下に設定をすることによりまして、公債費償還シミュレーションでは平成25年度には26億円台、そして平成27年度には24億円台になりまして、また平成18年度末に237億円ございました一般会計の起債の残高も平成22年度末には200億円以下になると試算をいたしております。

そういったところから、本市の財政状況は今以上によくなってくると思っております。身の丈の行政運営というようなことを心がけておりますけれども、経常収支の収入関係が110億円から120億円でございます。そういったところに補助金でありますとか交付金でありますとか、それを加えまして183億円から200億円、決算で200億円になっておるような現下の状況でございます。そういった身の丈については、太宰府市の経常一般財源があらわしております数字、類似団体もそうでございますけれども、110億円から120億円というふうに私は考えております。

また、毎年借り入れを行っておりますけれども、その主なものは後年度に100%近くの財源措置がございます臨時財政対策債でありますとか、あるいは史跡地の公有化事業債でございます。この200億円が平成22年度末には200億円に起債残高になると見通しを申し上げます。その中には、この優良起債が約半分ございます。その中には、46億円ほどの史跡地の買い上げが95%、ほぼ100%のバックで入ってくる収入等々がございます。そういった意味においては、本市の借り入れ等については極めて先輩たちの手法もそうございましたし、今からもそういった借り入れを優良起債になるような借り入れを行っていくと、そういった意味におきまして、本市の財政状況等については好転してくるというふうに思っております。そういった後年度に100%近くの財源措置があります、そういった財源をつかんでの事業債を組んでおるところでございます。

身の丈に合った財政運営とは、税金などみずから確保できる歳入の規模に見合った予算で運営することだというふうに思っております。そのためにも、事務事業の見直しでありますとか、あるいは経常経費の徹底した削減を行いますとともに、民間委託でできるものは民間委託でやるというふうな、やはり推進していくというようなことも大事だと思いますし、限られた財源でいかに有効に活用していくかというふうなこと、このことが基本であろうというふうに思っております。そのことを基本に、私は行財政運営を今後におきましても行ってまいりたい

というふうに思っております。ご協力をお願い申し上げたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 財政規模においてはですね、大体経常収支関係で100億円から120億円と
いうことでございます。それで、やはりどうしても市の単独事業をやるとなれば、やはり経常
収支比率をですね、下げなければやはりこの原資は出てこないと思いますので、やはりこの経
常収支比率をですね、下げるように努力していただきたいと思います。

それから、先ほども言いましたけども、行政需要についてはですね、非常に厳しいところ
ありまして、これからいろんな面です、出てくると思います。先ほども言いました体育館
の建設、それから今度の議会で市長が表明されました仮称JR太宰府駅の設置、その他です
ね、いろんなところで出てくるかと思いますが、今後ですね、ごみ処理費用がですね、非常に
大きく出てくるんじゃないかと思いますが、このごみ処理費用のですね、増大についてです
ね、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） ごみ処理の費用につきましては、皆さんご案内のとおり多くの費用
を使いまして処分をさせていただいております。もうご案内のとおり、可燃ごみにつきましては
は大野城市と太宰府市がベンチャーを組みまして共同処理をさせていただいております。不燃
物につきましては、太宰府市単独で処理をさせていただいております。

この可燃ごみにつきましては、現在福岡都市圏南部環境事業組合というのが立ち上がりまし
て、構成団体は福岡市、春日市、大野城市、那珂川町、太宰府市の4市1町から成ります構成
団体で可燃ごみの処理をする形になっております。

中間処理につきましては、春日市が担当いたしまして、最終処分場といたしましては大野城
市が担当をしているわけでございます。

平成28年4月から、この先ほど申し上げました福岡都市圏南部環境事業組合のほうで処理を
するという形になっておりますので、その条件といたしまして、ごみの減量をどう図っていく
のかというのが4市1町の大きな課題になっておるわけでございます。本市が持っております
ごみ処理計画の中で、年次的に計画的に減量を図ることが、ひいては処理費用の縮小に
つながっていきまして、またあるいは大きく言いますと地球温暖化防止につながるのではない
かというふうに考えております。市民の参画を得ながら、さらなるごみの減量を目指し、この
ことがひいては歴史と緑豊かな文化のまちの創造に努めていきたいと願っておるものでござい
ます。今後の皆様のご理解とご協力をぜひお願い申し上げて、回答とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ありがとうございます。

ごみについてはですね、私も若干委員会のほうで関係しておりますので理解いたしておりま
すが、それでやはり財政事情は非常に厳しいということで、これからの市の行財政の運営につ

いてはですね、やはり今市長がおっしゃいましたように、やはり事務事業の見直しとか、やっぱり経費節減にはですね、頑張っていたきたいと思います。その中で行政需要の増大というのはありますけども、やはり余り欲張らずに背伸びを余りしないようにしてですね、やっぱり足元を固めながらやっていただくということで、先ほども言いましたけども、やはり満足度を高める行政ではなくて、やはりこれからは納得をしてもらう財政運営が求められる時代ということでございますので、これについてはですね、市民の皆様になんか納得をしていただくためには、やはりどうしてもその説明責任というのがですね、非常に大きくなってくるとは思いますけども、これについてはですね、説明責任を果たしていただきたいということで、これまでですね、やはり今回も区長制度の問題、南保育所の問題、いろんなところでですね、拙速ということで非常に問題が出てきておりますけども、やはりこれについても説明責任は少し、説明をする時間が足りなかったんじゃないかなということでですね、感じておりますが、この説明責任を果たしていくということについてはですね、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 本来、どの事象でもそうですけれども、やはり計画立案からその影響がある諸団体あるいは市民の皆さん方には事前にお話をし、そして構築していくというのが基本でございます。いろいろな事象がございますけれども、その基本の考え方については根底に据えて行政執行しております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういうことですね、やはり納得してもらうためにですね、やっぱり説明と、それと議会に対する説明、それと議会との協議もですね、やっぱりしっかりとさせていただきたいと思います。そういうことで、時間がかかるとは思いますけども、やはり合議体であるということをお忘れにならないようにですね、これからは拙速だと言われないような行政運営をお願いしまして、1項目めは終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 定額給付金地域還流事業につきましてご回答申し上げます。

この定額給付金につきましては、本市では約10億4,000万円が支給される予定でございます。地域の経済に大きく効果を生むものと期待をしておるものでございます。このために、太宰府市の商工会におきまして連携をしまして、地域還流事業といたしましてプレミアムつきの商品券発行事業を計画をされておりますし、市といたしましてもプレミアム商品券につきまして、500万円の補助支援を行いたいと考えておるところでございます。

また、現在商工会で実施に伴う特別委員会が立ち上げられておまして検討されておりますし、市といたしましても協議を重ねている段階でございます。

次に、印刷でありますとかPR等の事務経費につきましても、県補助金が受けられることから、商品券割り増し分についてをこの市補助として考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 定額給付金に関しての商工会で現在検討されておりますプレミアムつき商品券発行事業でございますが、先ほど市長が回答いたしましたとおり、現在特別委員会をつくらせまして検討をなさっております。それで、近日中に理事会でこれを決定されるというふうなことで聞いておまして、まだ現在は案の段階であるというふうなことになっております。

今の現段階での計画でございますが、10%のプレミアムをつけました地域限定の商品券、これを6,000セット、6,600万円相当になるということのこの分を発行を予定をされておまして、この事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

そういうふうなことで、この商品券は現在のところ、先ほど限定というふうに言いましたように、太宰府市内の当該事業の参加店のみで使用できるようにしたいというふうな商工会のお考えでございます。

割り増し分の600万円のうちの500万円を市が補助したいというふうに考えておるところでございますが、このプレミアムつきの地域限定の商品券、これを一人でも多くの方に購入をいただいて、これを参加店で買い物をしていただくということで、この地域、太宰府市内の産業の活性化、これに大きくつなげていけるんじゃないかというふうに現在期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） このプレミアム商品券ですけれども、これをですね、市のほうである程度買い取るということはできないのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 市のほうでということでございますが、市のほうとしましたら、この事業に対して500万円の補助を行おうというふうに考えておりますので、その上にこの券を購入するというふうなことにつきましては、また市が購入するものについてもまた限定をされるということでございますので、これは広く市民の方、多くの方に購入していただくということが本来の目的につながるんじゃないかというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 市のほうでもですね、いろんなことでお金出されておりますので、その中に少額の分ですね、これを買っていただいてご利用いただければですね、助かるかなということでちょっとご質問させていただきました。

それで、この定額給付金の還流事業のもとになります定額給付金についてちょっとお尋ねいたします。

市ではですね、この定額給付金の交付については大体いつごろ給付できるか、予定をちょっ

とお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 現在、鋭意申請書の台帳を作成をしております、4月の中旬に申請書を皆さんのところに送付したいというふうに考えてまして、金融機関とも打ち合わせ等を行いまして、指定金融機関が筑紫農協でございますので、1回の振り込みに5,000件という限定がされているようですので、5月の初めに5,000件については振り込みをしたいと、順次5,000件ずつ、今計算しますと大体6週間程度順次かかっていくというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 5月の初旬ということでございますけども、5月の初旬ですとですね、ちょうど連休が入ってきますですね。連休にですね、お使いいただけるようにですね、何とか連休前にですね、給付ができるように段取りを、ちょっと事務的には厳しいかと思っておりますけど、何とか4月いっぱい給付ができるようにしていただけないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） この定額給付金は、私も大変欲しいお金ですので、4月下旬を目指して頑張っていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） それではですね、できるだけ4月中にですね、給付いただきますようにご努力いただきたいと思っております。

これで2項目めを終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 最後でございますが、区長制度の廃止についてご回答申し上げます。

私は10月の区長協議会への提案以来、地域コミュニティの組織づくりでありますとか、あるいは地域支援補助につきまして、要望等をお聞きしながら修正等々を行い、協議を重ねてまいりました。この間の経過につきましては、担当部長のほうから報告をさせますけれども、2月13日には既に議会のほうへ報告をいたしておりますとおり、区長協議会会長から前向きに進めるための要望書をいただいておりますので、これまで以上に支援等について行っていくというふうな回答を申し上げたところでございます。

その内容の一つが平成21年4月1日を基準日として、平成21年度の1年間をかけて基礎づくり、いわば準備期間でございます。そして、平成22年度から組織づくりの拡充を図っていくと、このように弾力的、計画的な制度構築をしていくというふうなことでの考え方を表明しておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 市長が先ほど申しましたように、この間の経過について私のほうから報告させていただきます。

よろしいですか。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 経過等についてはですね、先ほど村山議員のほうからの質問で聞いておりますので、部長には申しわけないんですけども、ちょっと省略させていただきます。

それで、ちょっと私がですね、これは確認ですけど、今市長のほうからもご答弁ありましたけども、まず平成21年4月1日の基準日ということですね、これについての確認をさせていただきたいと思います。

これは基準日ということですね、やはりスタートということでございますけど、これは今区長へ委嘱状を出しておられますけども、この委嘱についての解任をするということが1つ。

それと、新年度、今度今予算を上げておられますけども、この新年度の予算で次の区長制度をスタートさせるということで、このように基準日ということは、この2点が基準になるかと思っておりますけど、こういうことでよろしゅうございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 具体的に申しますと、そのとおりでございます。何をやるにしましても、基準日が必要でございます。今回の基準日として私が申し上げておりますのは、いわゆる1つは新年度予算によります執行の基準日でございます。それから、今申し上げております区長制度の廃止、委嘱すなわち委嘱の解除といいたいまいしょうか、そういったところが基準日になるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） それからもう一点ですね、これから1年間かけて組織を再スタートさせるということで、平成22年4月1日より組織を再スタートさせるということでございますけど、これは今から1年間かけて各区の自治会でそれなりに自治会というか、区といえますかですね、自治会への移行準備、それから体制を整え、それから各区の自治会ができて、それから校区自治会ができ、そして校区自治会ができたところで自治協議会連合会をつくと、これで体制ができ上がるわけですけども、この体制を1年間かけて平成22年4月1日より実施スタートするということがよろしいのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） これは今までも何度も申し上げておりますように、区長協議会からの要望書等がその後に出てきております。実は、この区長の皆さん方から出ております請願のその前からの部分でございます。そういったことによりまして、私は各区の行政区において、自治会への移行準備期間がやはり指摘も区長協議会のほうからされました。必要だというふうに判断をいたしましたので、1年、平成21年度については、そういった準備期間として、そういった組織を積み上げるため、行政区としてさまざまな状況等がございますので、それを酌んだ形で1年間準備期間を置きたいと、そして平成22年度から再スタートといいたいまいしょうか、一斉に自治会制度を発足させていきたいというふうに思っておるところでございます。

ただし、既に自治会制度に4月から移行万端整えてある行政区もございます。それはそれとして、準備期間として早く形が固まる自治会、あるいは遅くなる場所も1年かけて平成22年度までにはスタートをさせていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

最後までお付き合いいただきありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、3月19日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後4時06分

~~~~~ ○ ~~~~~